

令和4年 第22回 川口市教育委員会定例会

日 時 令和4年12月16日(金)

午後3時00分

場 所 ワークファンルーム会議室1・2

日 程

1 開 会

2 点 呼

3 前回会議録の承認

- (1) 第21回川口市教育委員会定例会会議録

4 教育長報告

- | | | |
|---------------------------------------|---|------------------|
| (1) 1月行事予定について | — | 1 |
| (2) 次世代支援・教育力向上特別委員会の概要について | — | 別添1 |
| (3) 川口市立学校におけるいじめ問題の現状について | — | 当日1 ^秘 |
| (4) 川口市学校運営協議会委員の委嘱を解いたことについて | — | 7 |
| (5) 令和5年度埼玉県公立小中学校等校長・教頭候補者選考の結果について | — | 8 |
| (6) 令和4年度埼玉県学校保健・学校安全・学校給食優良学校表彰校について | — | 9 |
| (7) 令和4年度第69回埼玉県学校歯科保健コンクール表彰校について | — | 10 |

5 協議事項

- | | | |
|-------------------------|---|------------------|
| (1) 令和5年度教育費当初予算要求額について | — | 当日2 ^秘 |
|-------------------------|---|------------------|

6 議 事

- | | | |
|---|---|------------------|
| 議案第125号 職員の人事について | — | 当日3 ^秘 |
| 議案第126号 職員の人事について | — | 当日4 ^秘 |
| 議案第127号 川口市美術館建設基本計画の改定について | — | 別添2 |
| 議案第128号 川口市立文化財センター管理規則の
一部を改正する規則について | — | 11 |
| 議案第129号 職員の人事について | — | 当日5 ^秘 |

7 その他

- | | | |
|--------------------------|---|----|
| (1) 第40回川口マラソン大会の結果について | — | 27 |
| (2) 令和4年度川口市体育三賞選考結果について | — | 31 |

8 閉 会

教育長報告（1）

令和5年 1月 行事予定表

日曜日	教育総務課	生涯学習課	文化推進室	文化財課	中央図書館	日曜日
1 日		年始休館(～4日) (各公民館・中央ふれあい館・生涯学習プラザ・南平文化会館)	年始休館(～3日) (アートギャラリー・アトリア)	年始休館(～3日) (文化財センター各施設)	年末年始休館(～1月4日) (中央図書館・メディアセブン・各地域図書館・分室・各文庫)	1 日
2 月						2 月
3 火						3 火
4 水	仕事始め		展示入替のため臨時休館(～6日) (アートギャラリー・アトリア)			4 水
5 木						5 木
6 金	新春交礼会 (10:30 川口総合文化センター・リア)					6 金
7 土			アートな年賀状展2023(～22日) (10:00 アートギャラリー・アトリア)			7 土
8 日						8 日
9 月	成人の日	令和5年川口市はたちの集い (10:00(記念品引換) 川口西公園) (11:00、13:00(式典) 川口総合文化センター・リア)				9 月
10 火						10 火
11 水	第6回南部教育長会議・教育長協議会 (14:00 県浦和合同庁舎)					11 水
12 木	第2回中核市教育長会総会等 (15:30 金沢市金城楼)	市民大学「アクティブシニア世代の生活を豊かにするICT活用講座」① (14:00 南鳩ヶ谷公民館) 市民大学「鎌倉～その歴史と風土」①(14:00 神根西公民館)				12 木
13 金						13 金
14 土			ワークショップ 「透明な絵の具を使って生命力を描こう」 (10:00 アートギャラリー・アトリア)	企画展「小谷三志」(～3月21日) (9:30 郷土資料館)		14 土
15 日						15 日

*新型コロナウイルス感染症の関係で、記載の予定は変更又は中止等になる可能性があります。

令和5年

1月行事予定表

日曜日	教育総務課	生涯学習課	文化推進室	文化財課	中央図書館	日曜日
16月						16月
17火						17火
18水				歴史教室出前授業 (10:50 芝富士小学校)		18水
19木	教育委員会定例会 (15:30 ワークファンルーム)	市民大学「アクティブシニア世代の生活を豊かにするICT活用講座」② (14:00 南鳩ヶ谷公民館) 市民大学「鎌倉～その歴史と風土」②(14:00 神根西公民館)				19木
20金						20金
21土			たのしい実技講座「身近なものでリトグラフ体験」 (13:30 アートギャラリー・アトリア)			21土
22日		市民大学「川柳講座」① (10:00 横曽根公民館)	たのしい実技講座「身近なものでリトグラフ体験」 (13:30 アートギャラリー・アトリア)			22日
23月						23月
24火			展示入替のため臨時休館(～27日) (アートギャラリー・アトリア)			24火
25水						25水
26木		市民大学「アクティブシニア世代の生活を豊かにするICT活用講座」③ (14:00 南鳩ヶ谷公民館) 市民大学「鎌倉～その歴史と風土」③(14:00 神根西公民館)				26木
27金	第4回埼玉県都市教育長協議会 (10:00 秩父宮記念市民会館)				川口市図書館・映像・情報メディアセンター 運営審議会 (14:00 メディアセブン)	27金
28土			共催展「中学生のART CLUB展」(～2月5日) (10:00 アートギャラリー・アトリア)			28土
29日		市民大学「川柳講座」② (10:00 横曽根公民館)	市民コンサート (14:00 鳩ヶ谷駅市民センター)			29日
30月						30月
31火				歴史教室出前授業 (9:40 安行東小学校)	戸塚図書館図書特別整理期間(休館) (～2月3日)	31火

*新型コロナウイルス感染症の関係で、記載の予定は変更又は中止等になる可能性があります。

令和5年

1月行事予定表

日	曜日	科学館	スポーツ課	日	曜日
1	日	年始休館(～3日)	年始休所	1	日
2	月		年始休所	2	月
3	火		年始休所	3	火
4	水		開所 (青木町公園総合運動場・体育武道センター・ 戸塚スポーツセンター)	4	水
5	木		開所 (東・西・北・新郷・芝・安行・鳩ヶ谷スポーツセンター)	5	木
6	金			6	金
7	土	特別イベント ワークショップ 「マッドサイエンティスト・Dr.リンと木炭電池をつくろう！」 (10:30 科学展示室)	プール開始 (東・新郷・安行・戸塚スポーツセンター)	7	土
8	日			8	日
9	月		プール開始 (西・北スポーツセンター)	9	月
10	火			10	火
11	水	野田市立中央小学校(9:30 科学展示室) 坂戸市立坂戸小学校(12:00 科学展示室)		11	水
12	木	青木錦生幼稚園 (10:00 科学展示室・プラネタリウム)		12	木
13	金	坂戸市立入西小学校 (10:30 科学展示室)		13	金
14	土	夜間観測会 (18:00 天文台)		14	土
15	日			15	日

*新型コロナウイルス感染症の関係で、記載の予定は変更又は中止等になる可能性があります。

令和5年 1月 行事予定表

日	曜日	科学館	スポーツ課	日	曜日
16	月			16	月
17	火	新郷東小学校(9:30 科学展示室・プラネタリウム) 狭山市立奥富小学校(12:30 科学展示室) 南鳩ヶ谷小学校(13:30 科学展示室・プラネタリウム)		17	火
18	水	狭山市立南小学校 (9:30 科学展示室)		18	水
19	木	川口学園しば幼稚園(11:30 プラネタリウム) ふじみ野市立東台小学校(13:30 科学展示室)		19	木
20	金	狭山市立山王小学校(10:30 科学展示室)、清泉幼稚園(11:00 プラネタリウム) 東久留米市立第十小学校(11:30 科学展示室) 東松山市立高坂小学校(12:30 科学展示室)		20	金
21	土	後期サイエンスクラブ 「元素のひみつをさがれ」第1回 (14:30 科学展示室)		21	土
22	日	特別イベント サイエンスショー 「マッドサイエンティスト・Dr.リンによるサイエンスショー」 (11:00 科学展示室)		22	日
23	月			23	月
24	火	東松山市立唐子小学校(9:30 科学展示室) 川口文化幼稚園(11:00 プラネタリウム) 川越市立山田小学校(12:30 科学展示室)		24	火
25	水	川越市立大東西小学校(9:30 科学展示室) 毛呂山町立光山小学校(11:30 科学展示室)		25	水
26	木	いちごみなみ保育園 (10:00 科学展示室・プラネタリウム)		26	木
27	金	朝日東小学校(9:30 科学展示室・プラネタリウム) 鶴ヶ島市立杉下小学校(12:30 科学展示室) 元郷小学校(13:30 科学展示室・プラネタリウム)	体育三賞授与式 (18:30 川口総合文化センター・リア)	27	金
28	土	後期サイエンスクラブ「元素のひみつをさがれ」第2回 (14:30 科学展示室) 夜間観測会(18:00 天文台)		28	土
29	日			29	日
30	月			30	月
31	火	休館日(館内整理日)		31	火

*新型コロナウイルス感染症の関係で、記載の予定は変更又は中止等になる可能性があります。

令和5年 1月 行事予定表

日曜日	庶務課	学務課	指導課	学校保健課	市立高等学校	日曜日
1 日						1 日
2 月						2 月
3 火						3 火
4 水						4 水
5 木						5 木
6 金					全日制学校見学会 (13:00 市立高等学校)	6 金
7 土						7 土
8 日						8 日
9 月						9 月
10 火	川口市奨学資金貸付申請受付(～20日) (分庁舎庶務課)	3学期始業式	適応指導教室開始日		全日制始業式(9:40 市立高等学校) 定時制始業式(18:00 市立高等学校)	10 火
11 水			第3回就学支援委員会 (13:00 教育研究所)	小中学校給食開始 学校給食献立委員会(新郷・南平学校給食センター、自校調理中学校) (15:30 第二庁舎地階第2会議室)		11 水
12 木		第7回市立学校長会議 (9:30 川口市立高校)		学校給食献立委員会(新郷・南平学校給食センター調理小学校) (15:30 第二庁舎地階第1会議室) 学校給食献立委員会(元郷学校給食センター調理中学校)(15:30 元郷学校給食センター会議室)		12 木
13 金				学校給食献立委員会(自校調理小学校)(15:30 第二庁舎地階第1会議室) 学校給食献立委員会(元郷学校給食センター調理小学校) (15:30 元郷学校給食センター会議室)		13 金
14 土			附属中学校入学者第一次選考 (8:30 附属中学校)			14 土
15 日						15 日

*新型コロナウイルス感染症の関係で、記載の予定は変更又は中止等になる可能性があります。

日	曜日	庶務課	学務課	指導課	学校保健課	市立高等学校	日	曜日
16	月		人事評価に係る達成状況申告教育長面談 (8:30 教育委員会室)	学校訪問(前川小学校) 学力向上訪問(前川東小学校・上青木中学校) 日本語指導教室開始日			16	月
17	火		人事評価に係る達成状況申告教育長面談 (8:30 教育委員会室)	学校訪問(元郷中学校) 学力向上訪問(鳩ヶ谷小学校・鳩ヶ谷中学校) 川口市青少年健全育成地域の集い(12:30 市立高等学校)			17	火
18	水		人事評価に係る達成状況申告教育長面談 (8:30 教育委員会室)	適応指導教室チャレンジサイエンス (10:00 科学館)			18	水
19	木		人事評価に係る達成状況申告教育長面談 (9:00 教育委員会室)	学校訪問(新郷南小学校) 学力向上訪問(木曾呂小学校・戸塚南小学校) 附属中学校第一次選考結果発表(9:00 附属中学校HP)			19	木
20	金				川口市健康教育大会 (13:30 川口総合文化センター・リア)		20	金
21	土			附属中学校入学者第二次選考 (8:30 附属中学校)			21	土
22	日						22	日
23	月		人事評価に係る達成状況申告教育長面談 (8:30 教育委員会室)	学校訪問 (神根小学校・在家小学校)			23	月
24	火		人事評価に係る達成状況申告教育長面談 (8:30 教育委員会室)				24	火
25	水		人事評価に係る達成状況申告教育長面談 (8:30 教育委員会室)	委嘱研究発表会 (舟戸幼稚園、舟戸小学校、南中学校)			25	水
26	木			委嘱研究発表会(東本郷小学校) 附属中学校第二次選考結果発表 (9:00 附属中学校HP)	学校給食食品等選定委員会(13:30 南平学校給食センター会議室) 令和4年度第3回学校における食物アレルギー対応に関わる検討委員会 (15:00 第一本庁舎602会議室)		26	木
27	金			第3回いじめ問題対策協議会 (10:00 第二庁舎)			27	金
28	土			共催展「中学生のART CLUB展」(~2月5日) (10:00 アートギャラリー・アトリア)			28	土
29	日						29	日
30	月			学校訪問(芝小学校) 学力向上訪問(里小学校・里中学校)			30	月
31	火		第3回市立学校教頭・副校長会議 (10:00 オンライン)				31	火

*新型コロナウイルス感染症の関係で、記載の予定は変更又は中止等になる可能性があります。

教育長報告（４）

川口市学校運営協議会委員の委嘱を解いたことについて

（１）川口市立神根小学校

氏名	委嘱年月日	規則第6条関係	解職年月日
小島 勉	令和4年4月1日	スクールガード 元学校評議員	令和4年10月13日

教育長報告（5）

令和5年度埼玉県公立小中学校等校長・教頭候補者選考の結果について

1 選考結果の状況

※（ ）内は昨年度

	志願者数	合格者	合格 率 (%)
校長選考	33 (38) うち女性4名	11 (13) うち女性2名	33.3 (34.2)
教頭選考	27 (26) うち女性5名	25 (20) うち女性5名	92.6 (76.9)

2 合格者の状況

	合格者数	小学校	中学校	市教委	男	女
校長選考	11	4	0	7	9	2
教頭選考	25	17	4	4	20	5

教育長報告（6）

令和4年度埼玉県学校保健・学校安全・学校給食優良学校表彰校について

学 校 保 健 （10 校）	
優 良 学 校 （5 校）	努 力 学 校 （5 校）
川口市立桜町小学校 川口市立岸川中学校 川口市立安行中学校 幸手市立さかえ小学校 さいたま市立高砂小学校	川口市立差間小学校 川口市立芝樋ノ爪小学校 さいたま市立大牧小学校 さいたま市立新和小学校 加須市立加須平成中学校

学 校 安 全 （7 校）	
優 良 学 校 （3 校）	努 力 学 校 （4 校）
川口市立南平幼稚園 川口市立並木小学校 川口市立上青木南小学校	川口市立神根小学校 川口市立鳩ヶ谷中学校 幸手市立八代小学校 さいたま市立植水中学校

学 校 給 食 （11 校）	
優 良 学 校 （5 校）	努 力 学 校 （6 校）
川口市立本町小学校 川口市立辻小学校 川口市立八幡木中学校 幸手市立行幸小学校 越谷市立新栄中学校	川口市立新郷東小学校 川口市立東本郷小学校 羽生市立新郷第一小学校 さいたま市立大谷場東小学校 北本市立東中学校 久喜市立鷺宮中学校

※該当校については、令和5年1月25日（水）に、さいたま市文化センターで開催される「令和4年度埼玉県学校健康教育推進大会」にて表彰される予定。

教育長報告（7）

令和4年度第69回埼玉県学校歯科保健コンクール表彰校について

1 埼玉県歯科医師会会長賞（1校）

加須市立加須平成中学校

2 最優秀校（6校）

小学校（3校）	中学校（3校）
羽生市立新郷第一小学校 宮代町立東小学校 上尾市立東小学校	宮代町立前原中学校 加須市立加須西中学校 熊谷市立富士見中学校

3 優秀校（12校）

小学校（6校）	中学校（6校）
川口市立桜町小学校 川口市立前川小学校 さいたま市立常盤北小学校 羽生市立手子林小学校 上尾市立今泉小学校 さいたま市立常盤小学校	川口市立八幡木中学校 川口市立安行中学校 志木市立宗岡第二中学校 三郷市立瑞穂中学校 志木市立志木第二中学校 幸手市立西中学校

4 優良校（43校）

小学校（34校）	中学校（9校）
川口市立並木小学校 川口市立慈林小学校 川口市立差間小学校 (他県内31校)	川口市立里中学校 (他県内8校)

5 入選校（150校）

小学校（105校）	中学校（45校）
川口市立芝樋ノ爪小学校 川口市立新郷南小学校 川口市立辻小学校 川口市立戸塚南小学校 川口市立里小学校 (他県内100校)	川口市立南中学校 川口市立戸塚中学校 (他県内43校)

6 年間努力学校・PTA活動優秀校（27校）

年間努力学校（16校）	PTA活動優秀校（11校）
川口市立新郷東小学校 (他県内15校)	川口市立戸塚北小学校 (他県内10校)

※ 該当校については、令和5年2月2日（木）に、さいたま市文化センターで開催される「令和4年度第69回埼玉県学校歯科保健コンクール表彰式」にて表彰される予定。

議案第128号

川口市立文化財センター管理規則の一部を改正する規則について
このことについて、別紙のとおり議決を求める。

令和4年12月16日提出

川口市教育委員会教育長 井上 清之

川口市立文化財センター管理規則の一部を改正する規則

川口市立文化財センター管理規則（平成18年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条」を「第24条」に、「川口市立文化財センター」を「文化財センター」に改める。

第2条及び第3条を削る。

第4条の見出しを「（入場の手続）」に改め、同条第1項を次のように改める。

条例第9条の規定により入場料を納付した者は、入場券の交付を受けるものとする。

第4条第2項中「又は団体入場券（以下「入場券等」という。）」を削り、「もの」を「者」に改め、「又は入館」を削り、「入場券等」を「当該入場券」に改め、同条を第2条とする。

第5条及び第6条を削る。

第7条第1項中「第8条第1項」を「第10条第1項」に、「旧田中家住宅」を「川口市立文化財センター旧田中家住宅」に、「様式第7号」を「利用しようとする日の1週間前までに様式第1号」に、「教育委員会」を「川口市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

第7条第2項中「様式第8号」を「様式第2号」に改め、「許可書を」の次に「当該許可に係る申請をしたものに」を加え、同条第3項中「その」を「当該」に改め、同条を第3条とし、同条の次に次の4条を加える。

（入場料等の免除の手続）

第4条 条例第17条第1項の規定により入場料の免除を受けようとするものは、入場しようとする日の1週間前までに様式第3号の申請書を、同条第2項の規定により茶室等の利用に係る使用料の免除を受けようとするものは、様式第1号の申請書に併せて様式第4号の申請書をそれぞれ教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（入場料等の免除の承認）

第5条 教育委員会は、入場料の免除を承認したときは、様式第5号の承認書を、

茶室等の利用に係る使用料の免除を承認したときは、様式第6号の承認書をそれぞれ当該承認に係る申請をしたものに交付するものとする。

2 前項の承認書の交付を受けたものは、入場又は茶室等の利用に際し、当該承認書を提示しなければならない。

(行為の禁止)

第6条 センター内においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第3号に掲げる行為のうち、茶室等の利用の許可において教育委員会が許可をした範囲の飲食については、この限りでない。

- (1) 物品の販売その他商行為をすること。
- (2) 所定の場所以外で火気を使用すること。
- (3) 喫煙及び飲食をすること。
- (4) 印刷物、ポスター等を展示し、又は配布すること。
- (5) その他他人に迷惑を与える行為をすること。

(遵守事項)

第7条 教育委員会は、センターの遵守事項を定めることができるとともに、管理上必要があると認めるときは、その都度適宜に指示することができる。

第8条及び第9条を削る。

第10条の見出しを「(文化財等の貸出しの禁止等)」に改め、同条第2項中「様式第11号」を「様式第7号」に改め、同項ただし書を削り、同条第3項中「様式第12号」を「様式第8号」に、「文化財等の貸出しの許可を受けようとする」を「許可に係る申請をした」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、教育委員会は、当該文化財等の貸出しを許可するに当たり、必要な条件を付することができる。

第10条を第8条とする。

第11条の見出し中「資料」を「文化財等」に改め、同条第1項中「様式第13号」を「様式第9号」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「特別利用を」を「文化財等の特別利用を」に、「様式第14号」を「様式第10号」に、「特別利用の許可を受けようとする」を「許可に係る申請をした」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、教育委員会は、当該特別利用の許可をするに当たり、必要な条件を付することができる。

第11条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

(指定管理者の管理するセンターの読替え)

第10条 条例第21条の規定により指定管理者が指定センター（当該指定管理者が管理するセンターをいう。以下同じ。）の管理を行う場合におけるこの規則の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条第1項	川口市教育委員会（以下「教育委員会」という。）	指定管理者
第3条第2項、第4条、第5条第1項、第6条、第7条及び第9条	教育委員会	指定管理者
第3条第1項及び第4条	教育委員会が特別の事情があると認める	指定管理者が特別の事情があると認めて教育委員会の承認を得た
第4条及び第5条第1項	使用料	利用料金
第6条及び第7条	センター	指定センター
第9条第1項	文化財等	指定センターに所蔵する文化財等
第9条第2項	必要な条件	教育委員会の承認を得て、必要な条件

2 前項の場合において、指定管理者が使用する書式等は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者が別に定める。

第12条及び第13条を削る。

第14条の見出しを「(その他)」に改め、同条中「の施行に関し」を「に定めるもののほか、」に改め、同条を第11条とする。

様式第1号から様式第10号までを次のように改める。

様式第1号 別紙のとおり

様式第2号 別紙のとおり

様式第3号 別紙のとおり

様式第4号 別紙のとおり

様式第5号 別紙のとおり

様式第6号 別紙のとおり

様式第7号 別紙のとおり

様式第8号 別紙のとおり

様式第9号 別紙のとおり

様式第10号 別紙のとおり

様式第11号から様式第14号までを削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

利用許可申請書

(宛先) 川口市教育委員会

受 付 年 月 日		年 月 日
申 請 者	所 在 地	
	団 体 名	
	代表者職・氏名	
	申 請 者 氏 名	電話 ()
利 用 日 時		年 月 日 () <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 全日
利 用 施 設		
利 用 人 数		人
利 用 の 目 的		
備 考		

利用許可書兼領収書

川口市教育委員会 印

申 請 者	所在地	
	団体名	
	代表者職・氏名	
	申請者氏名	電話 ()
利用日時	年 月 日 () <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 全日	
利用施設		
利用人数		人
許可に付する条件		

使用料	円
-----	---

上記使用料を領収しました。

年 月 日

川口市出納員

印

利用上の注意

- 1 この利用許可書兼領収書は、当日の利用に際し、係員に提示してください。
- 2 教育委員会は、施設の利用に当たり、管理上必要な条件を付することがあります。
- 3 利用許可時間内に終了し、退出してください。
- 4 利用後は、全て利用前の状態に整え、ゴミ等は必ずお持ち帰りください。
- 5 虚偽の申請があった場合は、利用許可を取り消す場合があります。
- 6 納付した使用料は、利用許可を取り消した場合でもお返しできません。
- 7 許可を受けた利用の権利は、第三者へ譲渡又は転貸できません。
- 8 施設に備え付けの物品以外で、特別な物品を持ち込む場合は、あらかじめ教育委員会に申し出て許可を受けてください。
- 9 利用後は、係員にその旨を申し出たうえで、利用人数の報告をしてください。
- 10 利用に当たっての不明な点は、係員に連絡し、その指示に従ってください。

文化財センター入場料免除申請書

(宛先) 川口市教育委員会

受 付 年 月 日		年 月 日
申 請 者	所 在 地	
	団 体 名	
	代 表 者 職 ・ 氏 名	
	申 請 者 氏 名	電 話 ()
利 用 日		年 月 日 ()
利 用 施 設		
利 用 予 定 人 数		小学生 人 中学生 人 一 般 人 合 計 人
申 請 理 由		

使用料免除申請書

(宛先) 川口市教育委員会

受 付 年 月 日		年 月 日
申 請 者	所 在 地	
	団 体 名	
	代表者職・氏名	
	申 請 者 氏 名	電話 ()
利 用 日 時	年 月 日 () <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 全日	
利 用 施 設		
利 用 人 数	人	
申 請 の 理 由		

文化財センター入場料免除承認書

川口市教育委員会 印

承認年月日		年 月 日
申請者	所在地	
	団体名	
	代表者職・氏名	
	申請者氏名	電話 ()
利用日		年 月 日 ()
利用施設		
利用予定人数		小学生 人 中学生 人 一般 人 合計 人
免除事由		川口市立文化財センター設置及び管理条例第17条第1項第1号・第2号・第3号・第4号・第5号に該当

※この承認書は、当日の利用に際し、係員に提示してください。

使用料免除承認書

川口市教育委員会 印

承認年月日		年 月 日
申請者	所在地	
	団体名	
	代表者職・氏名	
	申請者氏名	電話 ()
利用日時	年 月 日 () <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 全日	
利用施設		
利用人数	人	
使用料免除の事由	川口市立文化財センター設置及び管理条例第 17 条第 2 項第 1 号・第 2 号に該当	

※この承認書は、当日の利用に際し、係員に提示してください。

文化財等貸出許可申請書

(宛先) 川口市教育委員会

受 付 年 月 日		年 月 日
申 請 者	所 在 地	
	団 体 名	
	代表者職・氏名	
	申 請 者 氏 名	電話 ()
借用日時又は期間		~ 年 月 日 () 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
文化財等の名称及び員数		
借 用 の 目 的		
備 考		

文化財等貸出許可書

川口市教育委員会 印

許可年月日		年 月 日
申請者	所在地	
	団体名	
	代表者職・氏名	
	申請者氏名	電話 ()
貸出日時又は期間		~ 年 月 日 () 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
文化財等の名称及び員数		
貸出の目的		
許可に付する条件		

文化財等特別利用許可申請書

(宛先) 川口市教育委員会

受 付 年 月 日		年 月 日
申 請 者	所 在 地	
	団 体 名	
	代表者職・氏名	
	申 請 者 氏 名	電話 ()
利用日時又は期間		~ 年 月 日 () 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
文化財等の名称及び員数		
特別利用の目的		
備 考		

文化財等特別利用許可書

川口市教育委員会 印

許 可 年 月 日		年 月 日
申 請 者	所 在 地	
	団 体 名	
	代表者職・氏名	
	申 請 者 氏 名	電 話 ()
利用日時又は期間		~ 年 月 日 () 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
文化財等の名称及び員数		
特別利用の目的		
許可に付する条件		

川口市立文化財センター管理規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨

指定管理者に旧田中家住宅の管理を行わせることができるよう川口市立文化財センター設置及び管理条例（以下「条例」という。）を改正したことに伴い必要な改正を行うもの。

2 改正の内容

- (1) 開館時間、休館日、入館の制限に係る規定が条例に規定されたことに伴い、それら規定を削るもの。
- (2) 指定管理者が文化財センターの管理を行う場合における規則の読替え規定を定めるもの。
- (3) 文化財センター内における禁止行為を明確化するもの。
- (4) その他必要な規定の整備を行うもの。

3 施行期日

令和5年4月1日から施行するもの。

4 予算措置

不要

5 その他

- (1) 根拠法令又は関係法令
- (2) パブリック・コメント
実施済み・不要

川口市立文化財センター管理規則の一部を改正する規則案新旧対照表
 ○ 川口市立文化財センター管理規則（平成18年教育委員会規則第6号）

（下線の部分は改正部分）

議案第128号参考資料-2-

改 正 案	現 行
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、川口市立文化財センター設置及び管理条例（平成18年条例第30号。以下「条例」という。）<u>第24条の規定に基づき、文化財センター</u> <u>_____（以下「センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（入場の手続）</p> <p>第2条 <u>条例第9条の規定により入場料を納付した者は、入場券の交付を受けるものとする。</u></p> <p>2 前項の入場券_____の交付を受けた者</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、川口市立文化財センター設置及び管理条例（平成18年条例第30号。以下「条例」という。）<u>第18条の規定に基づき、川口市立文化財センター</u> <u>_____（以下「センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（開館時間）</p> <p>第2条 <u>センターの開館時間及び観覧時間は、次のとおりとする。ただし、川口市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認めるときは、これらを変更することができる。</u></p> <p>(1) <u>開館時間 午前9時から午後5時</u> (2) <u>観覧時間 午前9時30分から午後4時30分</u></p> <p>（休館日）</p> <p>第3条 <u>センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</u></p> <p>(1) <u>月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その直後の休日でない日</u> (2) <u>1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで</u></p> <p>（展示室の入場等の手続）</p> <p>第4条 <u>センターの展示室に入場しようとするものは、様式第1号の入場券又は様式第2号の団体入場券の、旧田中家住宅又は郷土資料館に入館しようとするものは、それぞれ様式第3号の入場券又は様式第4号の団体入場券の交付を受けなければならない。</u></p> <p>2 前項の入場券<u>又は団体入場券（以下「入場券等」という。）</u>の交付を受けたも</p>

は、入場_____に際し、当該入場券を提示し、改札を受けなければならない。

(茶室等の利用の手続)

第3条 条例第10条第1項の規定により川口市立文化財センター旧田中家住宅の茶室及び日本間並びに歴史自然資料館の映像ギャラリー及び展示室（以下「茶室等」という。）の利用の許可を受けようとするものは、利用しようとする日の1週間前までに様式第1号の申請書を川口市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

2 教育委員会は、茶室等の利用の許可をしたときは、様式第2号の許可書を当該許可に係る申請をしたものに交付するものとする。

3 前項の許可書の交付を受けたものは、茶室等の利用に際し、当該許可書を提示しなければならない。

(入場料等の免除の手続)

第4条 条例第17条第1項の規定により入場料の免除を受けようとするものは、入場しようとする日の1週間前までに様式第3号の申請書を、同条第2項の規定により茶室等の利用に係る使用料の免除を受けようとするものは、様式第1号の申請書に併せて様式第4号の申請書をそれぞれ教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(入場料等の免除の承認)

第5条 教育委員会は、入場料の免除を承認したときは、様式第5号の承認書を、

のは、入場又は入館に際し、入場券等_____を提示し、改札を受けなければならない。

(入場料の免除の手続)

第5条 条例第14条第1項の規定により入場料の免除を受けようとするものは、様式第5号の申請書を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、入場料の免除を受けようとする日の1週間前までに教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(入場料の免除の承認)

第6条 教育委員会は、前条の規定により入場料の免除を承認したときは、様式第6号の承認書を当該入場料の免除を受けようとするものに交付するものとする。

2 前項の承認書の交付を受けたものは、入場又は入館に際し、その承認書を提示しなければならない。

(茶室等の利用の手続)

第7条 条例第8条第1項_____の規定により旧田中家住宅_____の茶室及び日本間並びに歴史自然資料館の映像ギャラリー及び展示室（以下「茶室等」という。）の利用の許可を受けようとするものは、様式第7号_____の申請書を教育委員会_____に提出しなければならない。

2 教育委員会は、茶室等の利用の許可をしたときは、様式第8号の許可書を_____交付するものとする。

3 前項の許可書の交付を受けたものは、茶室等の利用に際し、その許可書を提示しなければならない。

茶室等の利用に係る使用料の免除を承認したときは、様式第6号の承認書をそれぞれ当該承認に係る申請をしたものに交付するものとする。

2 前項の承認書の交付を受けたものは、入場又は茶室等の利用に際し、当該承認書を提示しなければならない。

(行為の禁止)

第6条 センター内においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第3号に掲げる行為のうち、茶室等の利用の許可において教育委員会が許可をした範囲の飲食については、この限りでない。

(1) 物品の販売その他商行為をすること。

(2) 所定の場所以外で火気を使用すること。

(3) 喫煙及び飲食をすること。

(4) 印刷物、ポスター等を展示し、又は配布すること。

(5) その他他人に迷惑を与える行為をすること。

(遵守事項)

第7条 教育委員会は、センターの遵守事項を定めることができるとともに、管理上必要があると認めるときは、その都度適宜に指示することができる。

(文化財等の貸出しの禁止等)

第8条 (略)

2 前項ただし書の規定により文化財等の貸出しの許可を受けようとするものは、あらかじめ様式第7号の申請書を教育委員会に提出しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 条例第14条第2項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとするものは、様式第9号の申請書を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、使用料の減免を受けようとする日の1週間前までに教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免の承認)

第9条 教育委員会は、前条の規定による使用料の減免を承認したときは、様式第10号の承認書を当該使用料の減免を受けようとするものに交付するものとする。

2 前項の承認書の交付を受けたものは、茶室等の利用に際し、承認書を提示しなければならない。

(文化財及びその関連資料の貸出しの禁止)

第10条 (略)

2 前項ただし書の規定により文化財等の貸出しの許可を受けようとするものは、あらかじめ様式第11号の申請書を教育委員会に提出しなければならない。ただ

3 教育委員会は、文化財等の貸出しを許可した場合は、様式第8号の許可書を当該許可に係る申請をした_____ものに交付するものとする。この場合において、教育委員会は、当該文化財等の貸出しを許可するに当たり、必要な条件を付することができる。

(文化財等の特別利用)

第9条 文化財等の模写、模造、撮影その他特別の利用（以下「特別利用」という。）をしようとするものは、あらかじめ様式第9号の申請書を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、文化財等の特別利用を許可した場合は、様式第10号の許可書を当該許可に係る申請をした_____ものに交付するものとする。この場合において、教育委員会は、当該特別利用の許可をするに当たり、必要な条件を付することができる。

(指定管理者の管理するセンターの読替え)

第10条 条例第21条の規定により指定管理者が指定センター（当該指定管理者が管理するセンターをいう。以下同じ。）の管理を行う場合におけるこの規則の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条第1項	川口市教育委員会（以下「教育委員会」という。）	指定管理者
第3条第2項、第4条、第5条第1項、第6条、第7条及び第9条	教育委員会	指定管理者

し、教育委員会は、当該文化財等の貸出しを許可するに当たり、必要な条件を付することができるものとする。

3 教育委員会は、文化財等の貸出しを許可した場合は、様式第12号の許可書を当該文化財等の貸出しの許可を受けようとするものに交付するものとする。

(資料_____の特別利用)

第11条 文化財等の模写、模造、撮影その他特別の利用（以下「特別利用」という。）をしようとするものは、あらかじめ様式第13号の申請書を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会は、当該特別利用の許可をするに当たり、必要な条件を付することができるものとする。

2 教育委員会は、特別利用を_____許可した場合は、様式第14号の許可書を当該特別利用の許可を受けようとするものに交付するものとする。

第3条第1項及び第4条	教育委員会が特別の事情があると認める	指定管理者が特別の事情があると認めて教育委員会の承認を得た
第4条及び第5条第1項	使用料	利用料金
第6条及び第7条	センター	指定センター
第9条第1項	文化財等	指定センターに所蔵する文化財等
第9条第2項	必要な条件	教育委員会の承認を得て、必要な条件

2 前項の場合において、指定管理者が使用する書式等は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者が別に定める。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

(禁止行為)

第12条 教育委員会は、センターにおける喫煙及び飲食を禁止するものとする。
ただし、茶室等における利用の条件の範囲内での飲食を除く。

(入館の制限)

第13条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退出を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれがある物品又は動物を携帯する者
- (3) その他管理上必要な指示に従わない者

(委任)

第14条 この規則の施行に関し 必要な事項は、教育長が別に定める。

その他（１）

第４０回川口マラソン大会の結果について

No.	種目		A		B		C		B-C	A-B
			エントリー (人数)		出走者		完走者		棄権者 (走行途中)	不参加者
1	ハーフ	高校生～39歳以下男子	432	2,101	386	1,866	362	1,788	24	46
2	ハーフ	40歳代男子	603		541		527		14	62
3	ハーフ	50歳代男子	589		531		518		13	58
4	ハーフ	60歳代男子	189		162		154		8	27
5	ハーフ	70歳以上男子	42		32		24		8	10
6	ハーフ	高校生～39歳以下女子	60		49		48		1	11
7	ハーフ	40歳代女子	78		70		64		6	8
8	ハーフ	50歳代女子	82		73		69		4	9
9	ハーフ	60歳以上女子	26		22		22			4
10	10km	高校生～39歳以下男子	449	2,074	384	1,784	381	1,778	3	65
11	10km	40歳代男子	420		361		359		2	59
12	10km	50歳代男子	479		408		408			71
13	10km	60歳代男子	185		160		159		1	25
14	10km	70歳以上男子	85		72		72			13
15	10km	高校生～39歳以下女子	120		101		101			19
16	10km	40歳代女子	134		122		122			12
17	10km	50歳代女子	153		133		133			20
18	10km	60歳以上女子	49		43		43			6
19	3km	中学生男子	70	545	59	469	59	468		11
20	3km	高校生～59歳以下男子	195		172		171		1	23
21	3km	60歳代男子	30		25		25			5
22	3km	70歳以上男子	35		27		27			8
23	3km	中学生女子	38		35		35			3
24	3km	3km高校生～59歳以下女子	154		128		128			26
25	3km	60歳以上女子	23		23		23			
26	2km	小学5・6年生男子								
27	2km	小学5・6年生女子								
28	2km	小学3・4年生男子								
29	2km	小学3・4年生女子								
30	2km	ファミリー								
合計			4,720		4,119		4,034	85	601	

前回大会（第38回）

エントリー数
実人数（ファミリー込）
（2kmを除く）

エントリー	出走者	完走者	棄権者	不参加者
6,519	5,713	5,619	94	806
6,988	6,146	6,052	94	842
5,088	4,409	4,315	94	679

第40回 川口マラソン大会 上位入賞者

ハーフ 男子高校生～39歳以下				
順位	ナンバー	氏名	所属	記録
1	135	糊澤 滉希	伝説の覇者	1:07:20
2	315	原田 愛星	日本大学	1:08:59
3	417	吉田 茂樹	川口市陸協	1:09:20
4	227	瀬下 開斗	川口市立高校	1:09:38
5	364	松ヶ野 毅	埼玉陸協	1:09:49
6	129	糸川 大地		1:10:37

ハーフ 女子高校生～39歳以下				
順位	ナンバー	氏名	所属	記録
1	2116	川崎 由理奈	RUNARX	1:22:01
2	2157	山崎 綾奈		1:22:56
3	2128	関 純枝	チームおすし	1:27:11
4	2110	岡田 万衣	織田ウイメンズ	1:30:31
5	2136	中川 晴子		1:30:53
6	2124	阪本 奈々		1:33:47

ハーフ 男子40歳代				
順位	ナンバー	氏名	所属	記録
1	970	藤岡 啓	私走説	1:12:49
2	869	富田 貴史	OFE	1:14:01
3	511	安達 功	アールエル+	1:14:25
4	896	夏目 晋太郎	SRP	1:14:49
5	530	池田 大助	司法書士RS	1:14:54
6	515	阿南 大輔		1:15:16

ハーフ 女子40歳代				
順位	ナンバー	氏名	所属	記録
1	2247	豊田 美奈子		1:24:32
2	2221	上 明子	ママランナー	1:30:06
3	2231	近野 智子	カナガワRC	1:31:18
4	2211	井上 百々子	JINGER	1:37:32
5	2223	川崎 里美		1:39:44
6	2244	渡嘉敷 晶子	eA埼玉	1:40:29

ハーフ 男子50歳代				
順位	ナンバー	氏名	所属	記録
1	1604	中田 輝明	カナガワRC	1:16:21
2	1455	佐々木 厚太		1:16:21
3	1265	伊藤 仁浩	新得・伊藤産業	1:20:32
4	1308	大熊 賢司		1:21:14
5	1419	小林 修	川口市陸協	1:21:58
6	1474	佐藤 英人	ルナークス	1:23:15

ハーフ 女子50歳代				
順位	ナンバー	氏名	所属	記録
1	2308	安藤 弘子	伯爵ファミリー	1:30:40
2	2360	永瀬 さゆり		1:32:52
3	2377	ヤサ 祐子		1:38:31
4	2314	伊藤 直子	新得・伊藤産業	1:39:58
5	2339	齋藤 幸		1:43:54
6	2369	藤木 真由美		1:44:56

ハーフ 男子60歳代				
順位	ナンバー	氏名	所属	記録
1	1891	嶋 徹	江戸川区	1:27:11
2	1960	松本 良則		1:27:53
3	1974	本橋 常義	庫前屋酒店	1:28:14
4	1971	三宅 信孝	多摩川クラブ	1:30:11
5	1948	深谷 光一	東京労働局	1:31:54
6	1853	菊池 勝巳		1:32:07

ハーフ 女子60歳以上				
順位	ナンバー	氏名	所属	記録
1	2419	富永 美佐子	浦和駄馬の会	1:53:36
2	2410	河野 勝子		1:55:16
3	2408	木村 優子		1:56:03
4	2417	坪井 昌恵		1:59:18
5	2405	鎌田 貴代子		2:01:31
6	2402	今村 朱美		2:03:07

ハーフ 男子70歳以上				
順位	ナンバー	氏名	所属	記録
1	2022	小金 啓志	神奈川M	1:35:14
2	2016	川田 光男	グランダ武蔵浦	1:42:33
3	2036	平山 勇		1:45:50
4	2035	浜戸 昇		1:47:43
5	2041	山田 幹夫	ホノルルクラブ	1:47:47
6	2029	関根 和夫	司法書士RS	1:55:31

10km 男子高校生～39歳以下				
順位	ナンバー	氏名	所属	記録
1	3293	成田 匠平		0:31:13
2	3041	伊藤 遼佑		0:31:47
3	3123	菅 慎治	川口市陸協	0:31:52
4	3418	山口 航		0:31:53
5	3390	宮崎 太陽	川口市立高校	0:31:57
6	3014	荒平 悠登	川口市立高校	0:32:37

10km 女子高校生～39歳以下				
順位	ナンバー	氏名	所属	記録
1	4864	瀧波 美緒	DreamAC	0:36:23
2	4870	富田 紗帆	川口市立高校	0:37:07
3	4883	原 夢乃	川口市立高校	0:37:11
4	4858	園部 蘭	川口市立	0:39:09
5	4893	星 花恋	川口市立高校	0:40:57
6	4851	篠崎 美羽	川口市立高校	0:43:03

10km 男子40歳代				
順位	ナンバー	氏名	所属	記録
1	3596	尾曲 和輝		0:32:14
2	3564	大熊 啓史	町田走友会	0:32:39
3	3723	高橋 徹		0:33:50
4	3873	村上 雄彦		0:35:11
5	3525	池田 洋		0:35:15
6	3638	熊谷 尚久	クマラン	0:35:52

10km 女子40歳代				
順位	ナンバー	氏名	所属	記録
1	5081	巽 恵愛	辻小親	0:43:05
2	5101	原田 真穂		0:43:31
3	5010	池田 麻衣子	司法書士RS	0:45:09
4	5132	吉谷 弘子	アリスト	0:46:30
5	5065	志村 千友紀		0:49:01
6	5021	大熊 喜美		0:49:03

10km 男子50歳代				
順位	ナンバー	氏名	所属	記録
1	4399	松井 章		0:35:18
2	4091	大橋 直人		0:35:47
3	4378	藤田 淳	お台所神田泉	0:36:17
4	4173	後藤 浩正		0:36:53
5	4001	相田 浩幸		0:37:08
6	4224	清水 徹		0:37:09

10km 女子50歳代				
順位	ナンバー	氏名	所属	記録
1	5223	大久保 陽子		0:44:34
2	5235	小野 幸子		0:45:08
3	5245	金澤 恵子		0:45:21
4	5278	杉山 裕美		0:46:06
5	5286	高橋 正恵	ルナークス	0:46:26
6	5242	加藤 寿子		0:47:17

10km 男子60歳代				
順位	ナンバー	氏名	所属	記録
1	4665	山口 浩満	ハートブレイク	0:41:08
2	4542	尾崎 清隆	湘南RC	0:41:51
3	4539	小形 英規	チーム武	0:42:20
4	4544	加藤 一郎	名古屋市役所	0:42:44
5	4524	イノウエ ミチオ	井上整形外科	0:42:54
6	4578	佐藤 保裕	芝川ランナーズ	0:43:06

10km 女子60歳以上				
順位	ナンバー	氏名	所属	記録
1	5439	三田 麻利子	カナガワRC	0:44:08
2	5404	伊藤 みさえ		0:49:56
3	5429	新谷 園枝		0:50:10
4	5446	吉岡 志津子	さいたま走翔	0:50:26
5	5410	河合 菊美		0:53:24
6	5437	松岡 佳子		0:54:03

10km 男子70歳以上				
順位	ナンバー	氏名	所属	記録
1	4748	仙石 光男	植草水産	0:41:50
2	4731	齊藤 敏幸	sp走友会	0:43:57
3	4785	吉岡 義幸	箱根ヶ崎走爺	0:45:45
4	4743	菅沼 澄夫		0:46:56
5	4778	森田 和男		0:47:22
6	4747	瀬田 曜一	水素パワーRC	0:47:42

3km 男子中学生				
順位	ナンバー	氏名	所属	記録
1	6048	利根川 悠樹		0:09:10
2	6057	堀内 幸太郎	幸並中	0:09:33
3	6025	小林 陽飛	戸塚中	0:09:59
4	6058	堀田 駿哉	十二月田中	0:10:02
5	6047	土田 健矢		0:10:04
6	6017	大橋 蓮太郎		0:10:24

3km 女子中学生				
順位	ナンバー	氏名	所属	記録
1	6507	鴨狩 侑奈		0:10:28
2	6525	永井 そら	戸塚西中	0:10:29
3	6511	木原 來南	戸塚西中	0:11:03
4	6506	金光 琉里	八幡木中	0:11:08
5	6526	永尾 志穂	川口東中	0:11:14
6	6534	三井 一檜	エボリューション	0:11:24

3km 男子高校生～59歳以下				
順位	ナンバー	氏名	所属	記録
1	6175	齊藤 雄基		0:08:59
2	6230	中野 洸介	さいたま市陸協	0:09:08
3	6135	岡田 昌平	さいたま市消防	0:09:10
4	6284	山本 雄	ハートブレイク	0:09:13
5	6118	市川 元秋	空自 入間	0:09:16
6	6110	安藤 龍		0:09:35

3km 女子高校生～59歳以下				
順位	ナンバー	氏名	所属	記録
1	6652	木村 綾愛		0:11:06
2	6608	石川 美貴子	ゼロベースRC	0:12:00
3	6740	松本 摩耶		0:12:37
4	6624	大瀧 由佳里		0:13:49
5	6731	藤田 奈穂子		0:13:55
6	6747	村上 優良		0:14:26

3km 男子60歳代				
順位	ナンバー	氏名	所属	記録
1	6319	平山 一則	カナガワRC	0:12:40
2	6317	生田目 稔之		0:12:41
3	6330	吉田 寿文	リガク	0:12:51
4	6314	武田 一夫		0:13:19
5	6321	深野 健一	豊岡高校教員	0:14:03
6	6308	加藤 孝夫	チームちゃ塾	0:14:13

3km 女子60歳以上				
順位	ナンバー	氏名	所属	記録
1	6821	藤野 めぐみ	東久留米走友会	0:14:38
2	6820	深津 明美	あつくんず	0:15:19
3	6809	佐野 みゆき	太陽RC	0:15:40
4	6804	遠藤 恵美子		0:16:13
5	6806	國見 理恵	深谷SRC	0:16:54
6	6810	鈴木 早苗	末広機工	0:17:36

3km 男子70歳以上				
順位	ナンバー	氏名	所属	記録
1	6403	大瀧 光信		0:13:59
2	6426	二宮 定則		0:14:35
3	6421	武内 昭五		0:15:05
4	6411	北田 重光	IHI OB	0:15:14
5	6406	金川 孝雄	クロレラ	0:16:17
6	6435	綿引 昌夫		0:16:21

その他（２）

令和４年度 川口市体育三賞選考結果について

1 川口市体育賞

(1) スポーツ功労賞

選考結果 【川口市卓球連盟会長
(公財)川口市スポーツ協会副会長 長谷川 久雄】

選考理由 永年にわたり、川口市卓球連盟の運営・発展に努め、本市市民のスポーツの推進に多大な功績をあげた。

(2) スポーツ川口賞

○ミスター川口

選考結果 陸上【小瀬 堅大 (川口市立高等学校)】
JOCジュニアオリンピックカップ第15回U18陸上競技大会
男子800m 1位
第77回国民体育大会いちご一会とちぎ国体 男子800m 2位

選考理由 JOCジュニアオリンピックカップ第15回U18陸上競技大会男子800mにおいて1位、第77回国民体育大会いちご一会とちぎ国体男子800mにおいて2位という輝かしい成績を残した。

○ミス・ミセス川口

選考結果 柔道【佐野 明日香 (西中学校)】
第53回全国中学校柔道大会 女子個人63kg級 優勝

選考理由 第53回全国中学校柔道大会 女子個人63kg級 において優勝という輝かしい成績を残した。

(3) スポーツ優秀賞

選考結果及び選考理由

武術太極拳【大河内 天欧 (私立順天中学校)】
第30回JOCジュニアオリンピックカップ武術太極拳大会
南拳B 1位

テニス【矢作 淳 (川口市役所)】
第84回地主株式会社全日本ベテランテニス選手権 '22
シングルス男子55歳以上 優勝
ダブルス男子55歳以上 2位

車いすテニス【三木 拓也 (トヨタ自動車) 川口市テニス協会】
楽天・ジャパン・オープン・テニス・チャンピオンシップス2022
車いすテニス男子ダブルス 優勝

クライミング【小池 はな (川口市立高等学校)】
第77回国民体育大会いちご一会とちぎ国体
ボルタリング 1位
リード 2位

クライミング【大澤 莓花（県立川口高等学校）】			
第77回国民体育大会いちご一会とちぎ国体	ボルタリング	1位	
	リード	2位	
バトントワーリング【瓜生 陽花（青木中学校）】			
第3回全日本バトントワーリングジュニア選手権大会			
	ソロトワールジュニアⅡ	優勝	
車いすテニス【高室 侑舞（荏原湘南SC）】			
全米オープンテニス	ジュニア車いす部門女子シングルス	2位	
バドミントン【齋藤 夏（ACT SAIKYO）】			
ベルギーインターナショナル2021	混合ダブルス	優勝	
ベルギーインターナショナル2022	混合ダブルス	優勝	
カナダオープン	混合ダブルス	2位	
バドミントン【鈴木 陽向（NTT東日本）】			
インドネシアインターナショナルチャレンジ2022	女子ダブルス	2位	
バドミントン【佐藤 灯（龍谷大学）】			
第72回全日本学生バドミントン選手権大会	女子ダブルス	優勝	

(4) 特別賞

選考結果及び選考理由

スキー【須貝 龍 川口市在住】			
第24回オリンピック冬季競技大会	男子スキークロス		
	決勝トーナメント1回戦敗退		
スキー【原田 紀香 川口市在住】			
北京2022パラリンピック冬季競技大会			
	女子大回転（座位）	途中棄権	
	女子回転（座位）	8位	
野球【松本 剛（日本ハムファイターズ）】			
2022プロ野球パシフィックリーグ		首位打者	

2 第40回大野元美記念体育賞

選考結果	クライミング【本間 大晴（明治安田生命）】 I F S Cクライミングワールドカップ ヴィラール リード 1位 I F S Cクライミングワールドカップ シャモニー リード 2位 I F S Cクライミングワールドカップ ブリアンソン リード 2位
選考理由	I F S Cクライミングワールドカップにおいて、1位や2位の成績を残した。 その結果、リード部門において年間総合2位に輝いた。

※ 大野元美記念体育賞の概略

川口市の体育・スポーツの振興に永年貢献された名誉市民故大野元美市長のご偉業を称え、毎年度市内の最も優秀な選手（チーム）又は市民体育の振興に貢献された方に対し「大野元美記念体育賞」を贈り、これによって市内の体育・スポーツをますます振興させ、併せて技術の向上をはかろうとするもの。

なお、大野元美記念賞顕彰会は、昭和58年1月1日に発足したもの。

3 第59回押田記念体育賞

選考結果	ソフトテニス【上青木中学校 男子ソフトテニス部】 第53回全国中学校ソフトテニス大会 男子団体 優勝 青木 晴弥 竹之内 琉汰 木原 祐翔 五十畑 暁斗 直井 一史 桐山 浩輔 舘田 陸斗 金内 綾汰
選考理由	第53回全国中学校ソフトテニス大会において、男子団体優勝という輝かしい成績を残した。

【特別賞】

選考結果	柔道【西中学校 女子柔道部】 第53回全国中学校柔道大会 女子団体 準優勝 佐野 明日香 井田 実来 直塚 未来乃 大西 恵愛
選考理由	第53回全国中学校柔道大会において、女子団体準優勝という輝かしい成績を残した。

※ 押田記念体育賞の概略

川口市スポーツ界の先達として永年貢献された故押田勤先生のご偉業を称え昭和39年10月に押田記念体育顕彰会が発足。

先生が体育・スポーツに対して残された熱意とご努力を受けついで毎年度市内で最も優秀なスポーツ選手に「押田記念体育賞」を贈り、市の体育・スポーツをますます振興させ、併せて技術の向上をはかろうとするもの。

次世代支援・教育力向上特別委員会

の概要について

日 時 令和4年11月15日（火）
午前10時00分
場 所 議会第4委員会室

川 口 市 教 育 委 員 会

目 次

【報告事項】

- | | | | |
|---|---------------------|------|---|
| 1 | 美術館の建設について | …… P | 1 |
| 2 | いじめ根絶に向けた取り組み状況について | …… P | 3 |

【質疑応答概要】	…… P	8
----------	------	---

(参考資料)

- 資料1 美術館建設候補地の概況図
- 資料2 美術館建設候補地の比較表
- 資料3 川口市美術館建設基本計画の改定内容
- 資料4 生徒指導担当指導主事による要請訪問研修資料

1 美術館の建設について

(1) 建設用地の選定について

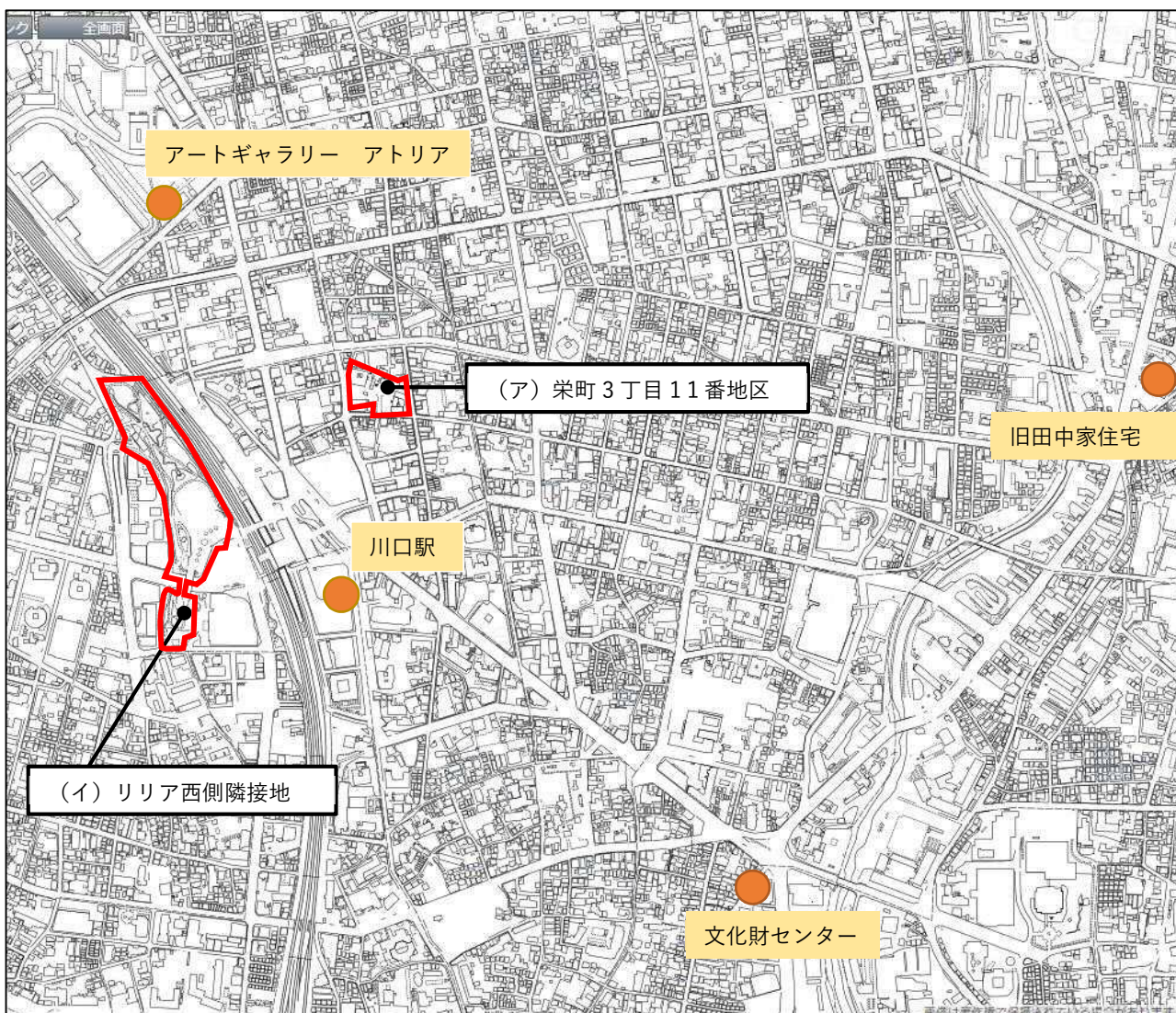
令和3年6月に策定された川口市美術館建設基本計画（以下「基本計画」という。）では「栄町3丁目11番地区の再開発事業により美術館の建設を目指す」としていたが、その後、川口総合文化センター・リリア（以下「リリア」という。）西側隣接地が美術館建設候補地として加わった。

美術館用地の選定にあたっては、基本計画の答申で示されたとおり、川口駅周辺の本市所有地を活用する方針を中心に、①整備の実現性とスケジュール、②川口市美術館建設基本構想・基本計画審議会（以下「審議会」という。）からの答申に盛り込まれている機能の充足、③中心市街地への貢献及び④整備に係る財政負担の4項目を勘案し、下記の2か所の候補地について比較を行い、リリア西側隣接地を選定した。

ア 候補地

(ア) 栄町3丁目11番地区・・・再開発事業検討エリア。地区内に市有地、都市計画緑地を有する。

(イ) リリア西側隣接地・・・駅から近く、リリアに隣接した川口西公園。



イ 候補地の概況（資料1）

対象地区	地区の概況	整備スキーム
(ア) 栄町3丁目 11番地区	位置：前頁参照 敷地面積：約 5,600 m ² 用途地域：商業地域 容積率：400%（最大で 550%） 一部都市計画緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・再開発事業で美術館の整備を想定 ・本市所有地を権利変換対象資産として評価
	市の保有権利 市有地約 1,080 m ² 緑地 約 2,360 m ² } 計 3,440 m ²	
(イ) リリア西側 隣接地	位置：前頁参照 公園面積：31,400 m ² 国-約 11,000 m ² 市-約 20,000 m ² 用途地域：商業地域 容積率：400% 都市計画公園	<ul style="list-style-type: none"> ・公園内の施設として美術館の整備を想定 ・都市公園法により公園面積に対する建蔽率 10%まで建築可能 ・都市防災不燃化促進事業の避難地に位置づけられていることから、避難地としての空間が必要
	市の保有権利 市所有地 20,000 m ²	

ウ 比較項目（資料2）

- (ア) 整備の実現性とスケジュール
- (イ) 審議会からの答申に盛り込まれている機能の充足
- (ウ) 中心市街地への貢献
- (エ) 整備に係る財政負担

(2) 基本計画の改定について

建設地としてリリア西側隣接地を選定したことに伴い、基本計画 31・32 ページ「第 3 章 建設用地・施設形態」の記載内容を変更し、改定する。

改定にあたり、パブリック・コメントを実施している。

ア 改定の内容（資料3）

イ パブリック・コメント実施期間

令和4年11月1日～11月30日

2 いじめ根絶に向けた取り組み状況について

(1) いじめ根絶に向けた取り組み

ア いじめ対応教員研修会

(ア) 日時・場所 令和4年10月12日(水) 午後3時 上青木公民館

(イ) 参加者 小・中・高等学校のいじめ対応教員 82人

(ウ) 内容

- ・講師 南部教育事務所学力向上推進担当主任指導主事 橋爪 優 氏
講義 いじめ問題への対応について
- ・質疑応答
- ・諸連絡 (いじめ対応事例集について、いじめ認知について、いじめ撲滅強化月間について、研修内容の取り扱いについて)

イ 生徒指導担当指導主事による要請訪問 (実施報告)

(ア) 実施校 (日程順)

- ・7月21日(木) 辻小学校
- ・7月28日(木) 領家小学校
- ・8月22日(月) 上青木南小学校
- ・8月23日(火) 朝日西小学校、飯仲小学校
- ・8月24日(水) 上青木小学校、元郷小学校、前川小学校、戸塚中学校
- ・8月25日(木) 本町小学校
- ・8月26日(金) 神根東小学校、新郷東小学校、岸川中学校
- ・9月2日(金) 芝西中学校
- ・9月29日(木) 前川東小学校

(イ) 主な内容 (資料4)

- ・いじめ対応 (インターネット上のトラブル含む)
- ・不登校対応
- ・生徒指導の在り方

(ウ) 対象者

- ・訪問を実施した小・中学校の全教職員

ウ SNS・インターネット等のトラブル防止に向けたPTA連合会との協議

(ア) 実施日 令和4年9月12日(月)

(イ) 出席者 PTA連合会会長、副会長
小学校長会長、中学校長会長
指導課長、指導課主幹、事務局2人

(ウ) 概要

- ・市内の現状や実態について
- ・SNS使用に関する保護者への注意喚起の協力について
- ・注意喚起の方法、内容について

(2) いじめ問題に関する調査状況

今回報告する5事案について、追加報告は1事案、新規の報告4事案となる。

追加報告1事案及び新規報告4事案のうち3事案は、いじめ問題調査委員会の設置を希望していない旨の回答があり、いじめ重大事態としての対応を終結した。残る1事案については、いじめ問題調査委員会設置の希望を確認中である。

【報告の概要】

事案	種別	調査委員会等の対応状況	事案の状況
30	追加	いじめ問題調査委員会不要	終結
31	新規	いじめ問題調査委員会不要	終結
32	新規	いじめ問題調査委員会不要	終結
33	新規	いじめ問題調査委員会設置の希望を確認中	継続中
34	新規	いじめ問題調査委員会不要	終結

ア 事案30について（令和4年8月22日 特別委員会報告事案）

(ア) 経緯

令和4年6月18日、Aが塾での知人に呼び出され、Aが現地に到着すると、同じ学校の者を含む7、8人の集団がいた。Aは殴られると考え、110番通報をしつつ、その場から逃げた。しかし、Aは当該集団に追いつかれ、携帯を奪われたほか、傘で叩く、殴る、壁に頭を打ち付ける等の暴行を受けた。その後、警察が現場に急行してAを保護した。

同年6月20日、消防局指令課から「Aが友達に殴られ、救急搬送された」との連絡が市教育委員会に入り、学校へ至急状況確認するよう指示した。

同年6月21日、市教育委員会から学校に本人の出席状況及びけがの確認をするよう改めて指示をした。また、市教育委員会が川口警察署に捜査状況について確認した。

同年6月22日、市教育委員会から学校長へいじめ重大事態として適切に対応を進めるよう指示した。

(イ) 調査状況

令和4年8月22日現在、警察から学校長へA及び同校加害者と思われる者への聞き取りは、捜査が落ち着くまで待つように指示があったため、学校として詳細な事実確認はできていない。

(ウ) その後の状況

A保護者から、学校に本件に関係のある者が在籍しており、仕返しの恐れがあるため、令和4年6月20日から24日まで欠席する旨の申し出があった。

同年6月22日、教頭及び担任がA宅に家庭訪問を実施し、登校した際の学校での見守り体制について説明を行なった。

同年6月27日以降、Aは登校している。

同年10月5日、学校はA保護者と面談し、いじめ重大事態としての対応を行うことについて説明を行なった。その際、A保護者から、書面にて調査委員会の設置を希望しない旨の意向確認書が提出された。

イ 事案 31 について

(ア) 経緯

令和4年4月27日、A保護者から学校に、Aが嫌がらせを受けており人間関係のトラブルで学校を休んだため、Aから話を聞いてほしいとの連絡が入った。

同年4月28日、学校がAから聞き取りを行なったところ、以前からトラブルのあったB及びCから廊下ですれ違った際に悪口を言われていることや、ほかにも先生や親にも話せないことがあると話していたため、学校はいじめを認知し、加害者に対する指導を行うことをAに伝えたが、仕返しが怖く、指導しても変わらないとの理由から指導を拒否した。また、A保護者からもAと同様の要望があった。

同年5月19日、A保護者から学校に、Aが朝から暴れており、落ち着いたところで部屋に入るとリストカットしていたとの連絡があった。その後、改めて学校がAから話を聞いたところ、リストカットのきっかけは、以前から仲が良かったDが、AとのSNS上のやりとりを自身の端末に保存し、周囲の友人にAがDのことが好きだという旨の話を広めていたのを知ったためであることが判明した。

同年6月2日、学校長から市教育委員会へ上記内容について報告があり、Aの欠席状況及びリストカットの要因の一つにいじめが起因している可能性が高いことから、市教育委員会はいじめ重大事態として対応するよう指示した。

(イ) 調査状況

令和4年6月30日、学校はいじめ重大事態として対応を進めることについて、A保護者に伝えた。

同年7月5日、A及びA保護者から、事態を大きくしないでほしいこと及び学校の調査内容や対応に納得していることから、調査委員会の立ち上げを希望しない旨の意向確認書が提出された。

(ウ) その後の状況

令和4年10月6日現在、学校は校内のステップルームや相談室登校が行える体制を整えているが、Aの出席状況は安定していない。自傷行為の経験があることから、学校は引き続きAの心情の変化について注視している。

ウ 事案 32 について

(ア) 経緯

令和4年4月27日、学校は、A保護者から「Aがダンゴムシをぶつけられた」「上履きの中が汚されている」「シャープペンシルが汚されている」「ハチマキが見つからない」「しゃがんだ時に衣服を踏まれている」などの訴えを受けた。

同年7月25日、学校から欠席日数が30日を超えたとの報告を受け、市教育委員会から学校長へいじめ重大事態として適切に対応を進めるよう指示した。

(イ) 調査状況

令和4年5月18日、Aと一緒にいることが多い友人及びAから加害者として名前が挙がったB及びCに聞き取りを行なったが、いじめの事実は確認できな

かった。

同年5月20日、学年でいじめに関するアンケート調査を実施したが、いじめに関する情報は確認できなかった。

(ウ) その後の状況

令和4年7月19日、A保護者にアンケート調査や聞き取りの結果について説明したところ、A保護者から第三者を加えた調査委員会の設置を希望しない旨の回答があった。

同年7月20日、A保護者の要望により、クラス内でAに対するいじめがあったこと、それによってAが苦しんでいることを担任から説明した。Aはその様子を別室にてオンラインで視聴した。

同年8月9日、学校は、いじめ重大事態に関する説明及び調査委員会の設置の希望の有無等を再度確認し、A保護者から調査委員会の設置を希望しない旨の意向確認書が提出された。

エ 事案33について

(ア) 経緯

令和4年4月中旬、AはBから悪口を言われたり、AがBの近くに行くと話題を変えられたりすることがあり、そのことをきっかけに、Aは登校を渋るようになった。

同年5月19日、学校はA保護者及びA親族とAの現状について面談を行なった際、AがBからいじめを受けていることを認知した。

同年6月23日、Aは、ボールペンに悪口が書かれていることを見つけた。

同年7月4日、A親族から市教育委員会にAがいじめられている旨の連絡があり、直接、市教育委員会との面談を希望したため、日程の調整を行なった。

同年7月8日、A保護者及びA親族が市教育委員会に来庁し、AがBから悪口を言われていたことや、Aのボールペンに悪口が書かれていたことが原因で自傷行為を行なったことについて訴えがあった。同日、市教育委員会は本事案について、学校へいじめ重大事態として適切に対応を進めるよう指示した。

(イ) 調査状況

令和4年5月19日、A保護者、A親族、担任及びスクールカウンセラーは、学校で話し合い、A側からBとの関係の悪化が登校を渋る原因の可能性であること及びAからゆっくり話を聴いてほしい旨を伝えられ、学校はAに寄り添う対応をすることを伝えた。

同年6月23日、A、A保護者、A親族、学年の職員、相談員及びスクールカウンセラーが学校で話し合い、クラス全員へのアンケート調査を行うこととなった。

同年6月24日、クラス全員を対象にアンケート調査を実施したが、Aのボールペンに対して、誰が悪口を書いたのかは判明しなかった。

(ウ) その後の状況

令和4年10月3日、学校は、Aから、いじめの行為が継続していないこと及

び苦痛を感じていないことを確認した。

同年10月5日、学校は、A保護者にいじめ重大事態として取り扱うこと及びこれまで学校で調査した内容を説明するとともに、今後、調査委員会による調査の実施について、希望の有無を書面により回答してもらいたい旨を伝えた。

オ 事案34について

(ア) 経緯

令和4年8月26日、Aがサマースクールを連絡なく欠席したため担任が電話連絡をしたところ、AからAの顔写真がSNS上にアップロードされていること、それが原因で学校へ行きたくないこと、転出を希望していることについて訴えがあった。

同年9月7日、学校は、A及びA保護者と面談を行い、再度転出したい旨の意志を確認した。同日、市教育委員会は学校から、本事案についての報告を受け、その背景にいじめがあるとのことであったため、学校へいじめ重大事態として適切に対応を進めるよう指示した。

(イ) 調査状況

令和4年8月26日、学校はAから聞き取りを行い、6人が参加するSNSにAの顔写真がアップロードされ、Aの容姿に対する悪口が書き込まれたことを確認した。

同年9月7日、A及びA保護者からいじめ重大事態として当事者への聞き取り調査及び指導はしないでほしい、転居を伴ってまで学校を転出したいとの要望があった。

(ウ) その後の状況

令和4年9月7日、学校はA及びA保護者と面談を行い、いじめの状況やいじめ重大事態等についての説明を行なった。その際、A及びA保護者から口頭にて第三者を加えた調査委員会の設置を希望しない旨の回答があった。

同年9月13日、A保護者は住民票の異動手続を行なった。

同年9月20日、学校は、いじめ重大事態に関する説明及び調査委員会の設置の希望の有無等を再度確認し、A保護者から調査委員会の設置を希望しない旨の意向確認書が提出された。

次世代支援・教育力向上特別委員会質疑応答概要

(令和4年11月)

教育総務部 文化推進室

質 疑	応 答
1 美術館の建設について	
<p>< 質 疑 ></p> <p>(荻野 梓 委員)</p> <p>前回の比較において、リリア西側隣接地が候補となっていなかったのはどのような理由か。</p> <p>(荻野 梓 委員)</p> <p>建設用地の変更について、再開発地区の関係者への説明は行っているか。また、関係者はどのような反応か。</p> <p>(荻野 梓 委員)</p> <p>パブリック・コメントで示された計画で、改定後の地域図に文化財センターが記載されているのはなぜか。</p> <p>(荻野 梓 委員)</p> <p>建設用地の選定には審議会も関係していると思うが、建設用地の変更について審議会委員に意見を求めたのか。</p>	<p>(文化推進室長)</p> <p>前回は川口西公園全体を対象とし、特に錦町広場を想定して比較を行ったためである。</p> <p>(文化推進室長)</p> <p>再開発地区の関係者とは勉強会を行っており、状況を報告している。その中で建設用地の変更については理解を示している。</p> <p>(文化推進室長)</p> <p>特に意図したものではなく、地図の表示範囲を広げたためである。</p> <p>(文化推進室長)</p> <p>審議会では建設用地は選定しておらず、川口駅周辺の市有地を活用する方針を中心に検討するとされている。このため答申と合致していることから、委員に意見を求めている。</p>

質 疑	応 答
<p>(荻野 梓 委員)</p> <p>文化財センターが所蔵している文化財も美術館で展示等を行うのか。</p>	<p>(文化推進室長)</p> <p>美術品と文化財は基本的には分けて扱うものだが、文化財的価値のある美術品もあるので、その線引きは難しいと考える。</p>
<p>(青山 聖子 委員)</p> <p>設計から建設までの総工費はいつごろ分かるのか。</p>	<p>(文化推進室長)</p> <p>今後基本設計を行っていく中で積算していく。</p>
<p>(青山 聖子 委員)</p> <p>市民も注目する事業なので、情報を適切に発信していくことが重要と考える。(意見)</p>	
<p>(板橋 博美 委員)</p> <p>川口西公園は国有地、市有地があり、建蔽率10%は、国有地を除いた部分を対象とするのか。</p>	<p>(文化推進室長)</p> <p>国有地、市有地を合わせた全体の面積の10%である。</p>
<p>(板橋 博美 委員)</p> <p>前回想定した錦町広場はどの場所か。国有地に入るのか。</p>	<p>(文化推進室長)</p> <p>川口西公園内の国有地の範囲は、芝生広場へ降りる階段付近を南端に、北は横曽根浄水場の手前までであり、錦町広場は市有地である。</p>
<p>(板橋 博美 委員)</p> <p>国有地を含めた公園での美術館建設について、国とどのような協議をしてきたのか。</p>	<p>(文化推進室長)</p> <p>特に協議は行っていない。</p>

質 疑	応 答
<p>(板橋 博美 委員)</p> <p>パブリック・コメントを行っているが、地域住民の意見を反映できる機会もつくってほしい。</p>	<p>(文化推進室長)</p> <p>パブリック・コメントのほか、近隣への説明を行いながら進めていく。</p>
<p>(関 裕通 委員)</p> <p>栄町3丁目11番地区の再開発は継続するのか。中止となるのか。</p>	<p>(教育総務部長)</p> <p>全庁的な視野で、市有地の活用を検討していく。</p>
<p>(関 裕通 委員)</p> <p>商店街から要望があったと記憶しているが、そちらとの関係はどうか。</p>	<p>(文化推進室長)</p> <p>周辺の3商店街の連名で要望があった。地域の意向を含め今後の市有地の活用を検討していく。</p>
<p>(関 裕通 委員)</p> <p>再開発の関係者のなかには、再開発を見込んで住居に手を入れない方がいる。そうした方々のために、次の計画を早急に進めてほしい。(要望)</p>	

次世代支援・教育力向上特別委員会質疑応答概要

(令和4年11月)

学校教育部 指導課

質 疑	応 答
2 いじめ根絶に向けた取り組み状況について	
<p style="text-align: center;">< 質 疑 ></p> <p>(荻野 梓 委員)</p> <p>要請訪問について、7月から9月まで実施した学校について説明いただいたが、夏休み以後今後の予定についてはどのようになっているか。</p> <p>(荻野 梓 委員)</p> <p>事案30について、警察が介入しているとのことだが、今も継続しているのか。</p> <p>(荻野 梓 委員)</p> <p>事案31について、Aはリストカットをしており、命を落としかねない事案である。それに対し学校は様子を注視するとのことだが、医療やカウンセラーなどのプロの介入はあるか。</p>	<p style="text-align: center;">(指導課長)</p> <p>夏季休業中に実施できるよう、要請をかけてほしいと呼びかけたところである。例年より実施校が増えているが、今後もさらに増やしていけるよう市立学校長会議にてさらに働きかけていく。</p> <p style="text-align: center;">(指導課長)</p> <p>9月21日時点で、警察から学校としての調査を行ってもよいとの確認が取れている。その上で、A及びA保護者は、調査委員会による調査を希望しないとのことであった。</p> <p style="text-align: center;">(指導課長)</p> <p>Aに対しては行っていない。心理的ストレスが要因とされていること、親子関係が良好でないようであることから、保護者のケアを中心に進めている。</p>

質 疑	応 答
<p>(荻野 梓 委員)</p> <p>事案32について、Aの学習状況は現在どうなっているか。学校に通えているのか。</p>	<p>(指導課長)</p> <p>なかなか学校には入れていないが、オンラインでの学習支援を行っている状況である。</p>
<p>(荻野 梓 委員)</p> <p>事案34について、転居を伴ってまでいじめから逃れたいとのことだが、実際に転居はされたのか。また、それは市内の学校か市外の学校か。併せて、転出先での状況はどうか。</p>	<p>(指導課長)</p> <p>実際に転居されている。市内の学校に転出し、元気よく登校している。</p>
<p>(荻野 梓 委員)</p> <p>要請訪問について、全部の学校ではない理由は何か。</p>	<p>(指導課長)</p> <p>どの学校も研修計画を年度当初に立てているため、研修として日程調整ができなかったことが考えられる。今年度中に働きかけ、早めに予定に入れられるようアピールしていく。</p>
<p>(荻野 梓 委員)</p> <p>事案30について、9月21日で警察の捜査が終了しており、警察に任せているとのことだが、加害側の者たちは、現在どうなっているのか。</p>	<p>(指導課長)</p> <p>警察の捜査情報については、教えてもらえない状況であり、把握できていない。</p>
<p>(板橋 博美 委員)</p> <p>要請訪問について、資料が一部紹介されているが、教育委員会として研修に参加し、総括しながら進んでいくと思うが、この取組の関わりについて</p>	<p>(指導課長)</p> <p>この度の要請訪問については、生徒指導担当指導主事が講師となり、資料作りについても中心となって行っている。</p>

質 疑	応 答
<p>て教えてほしい。</p> <p>(板橋 博美 委員)</p> <p>資料の内容がそれぞれ異なるが、なぜこれを選んだのか。前川小学校の資料に、そもそも経営とは何かという記載がある。経営という言葉には違和感がある。それぞれの資料の目的選択はどのような流れで行われたのか。</p>	<p>(指導課長)</p> <p>内容については、各学校の要望を受けて、教職員の力量を勘案し、課題解決のために何が必要になるのかを踏まえて、担当指導主事が、その内容に基づいて各学校のニーズに応じた資料を作成している。</p> <p>また経営というのは、学級経営という言葉として、日常的に使用する教育用語であり、クラスづくりという意味である。</p>
<p>(坂本 だいすけ 委員)</p> <p>子どもたちの様子について、アンテナを高くすることは基本的なことである。もしかしたらと疑いを感じられる言動や態度についての傾向をどう把握しているか。</p>	<p>(指導課長)</p> <p>代表的なものとして、遅刻や欠席、給食を残す、1人でポツンとしている、返事の元気がない、字の筆圧が落ちる、言葉遣いに変化する、用もないのに放課後残っている、すぐに帰ろうとする、掃除の時間に机運びや雑巾がけなど人が嫌がることを進んでやろうとする、先生に目を合わせない、人の目を引く持ち物を持ってくる、発言すると周りが失笑したり、シーンとしたりするなどがあり、もしかしたらという感覚を持つことが大変重要だと考えている。また、仲の良いグループにも注意が必要であるし、被害を受けた子どもに対して自分も悪いのではないかという対応はして</p>

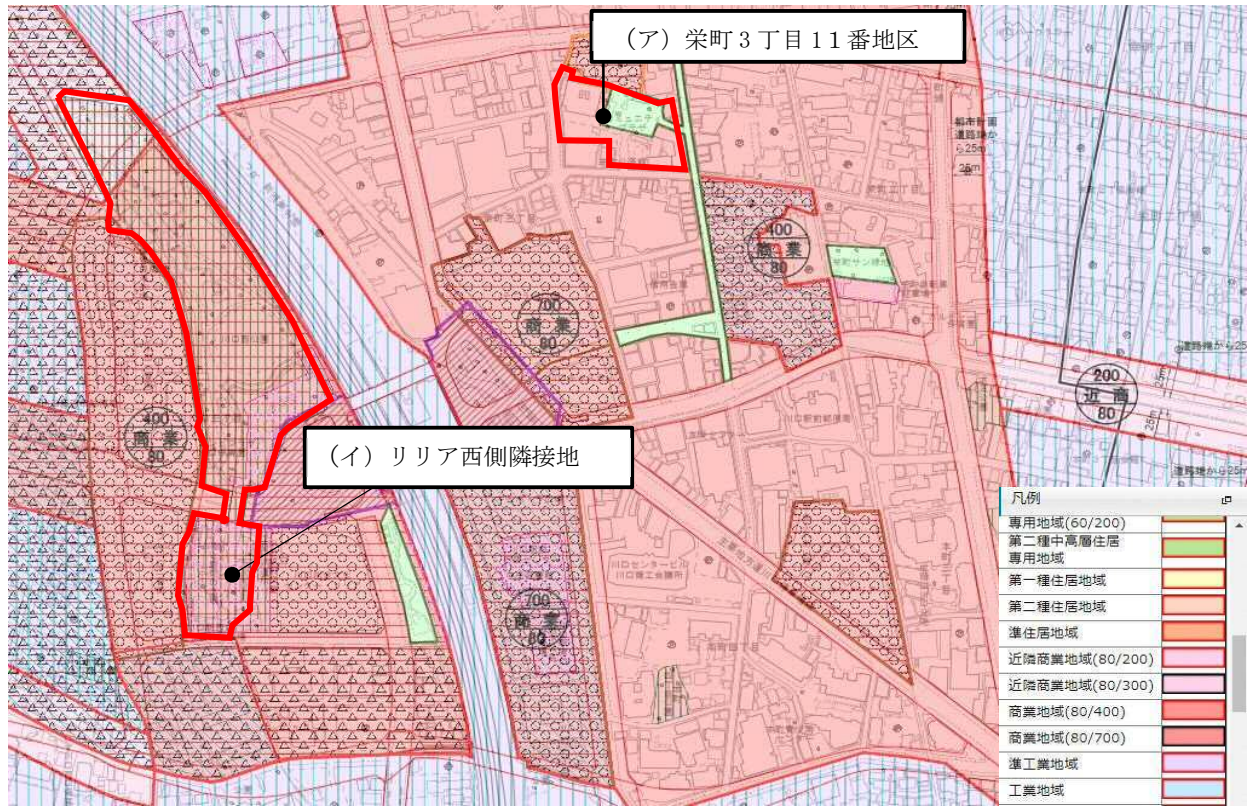
質 疑	応 答
<p>(坂本 だいすけ 委員)</p> <p>いじめ防止策については、多く取り組んでいた だいているところだが、いじめ防止のポイントを 指導課としてどのように捉えているか。</p>	<p>はならない。さらには、校長のリーダーシップも 重要であり、いじめをしない・させないという強 い決意を発信することや信頼関係を築くととも に、学級経営において、規律と温かさある安心で きる人間関係の構築を進めていくことが大切で ある。</p> <p>他にも、小学校では、担任が一人で抱え込まな いこと、子どもたちは小学3、4年生でグループ 化しやすく意図的ないじめが起りやすいこと、 中学校では、いじめの55%が1年生の事案であ るため、中学1年生の人間関係をよく見ていくこ と、部活動内のいじめもあるため、部活動が顧問 の教職員の聖域にならないよう気を付けていく ことが重要である。</p> <p>(指導課長)</p> <p>まずは、法に則り子どもを中心ににおいて徹底的 に守り抜くことが重要だと考えている。その上 で、変えていかなければならない3つの大切な点 がある。1点目は、教職員が、いじめをこの程度 はいじめではないとか、このくらい大したことは ないといった甘い見方、考え方を変えること。2 点目は、いじめを傍観するのではなく、仲裁に入 ったり、声を掛けたりするように行動を変えるこ と。3点目は、いじめが起きにくい集団に変える</p>

質 疑	応 答
<p>(坂本 だいすけ 委員)</p> <p>私が常々考えていること以上のことを指導課として考えていることが理解できた。各学校にその考えを指導し広めていき、いじめの根絶に向けて取り組んでほしい。(要望)</p> <p>(関 裕通 委員)</p> <p>いじめの調査状況について、終結とされている事案があるが、いじめ対応としてすべて解決としてよいのか。</p> <p>(関 裕通 委員)</p> <p>被害者のケアを行うことは大切だが、加害者への指導も同様に大切だと考えている。加害行為を行った者への対応はどうなっているのか。特に事例30の事案は、犯罪行為である。これらの加害者への再教育はどうなっているのか。</p>	<p>ことであり、そのために道徳や特別活動などの授業をとおして指導していくことがポイントであると考えている。</p> <p>(指導課長)</p> <p>学校生活をする中で、様々なマイナスな感情が生まれる出来事は発生している。その際には、謝罪で区切りをつけるとともに、加害者も学校の大切な生徒であるとの考えから、話をよく聞き背景にあるものをよくとらえつつ、教師として寄り添い導いていく指導を行っていく。</p> <p>(指導課長)</p> <p>加害者とされている7、8人のうち、1人は同校に所属しているが、それ以外は他校の人物であり学校の範疇で指導を行うことができないため、保護者としては警察に任せるといった状況になっている。</p>

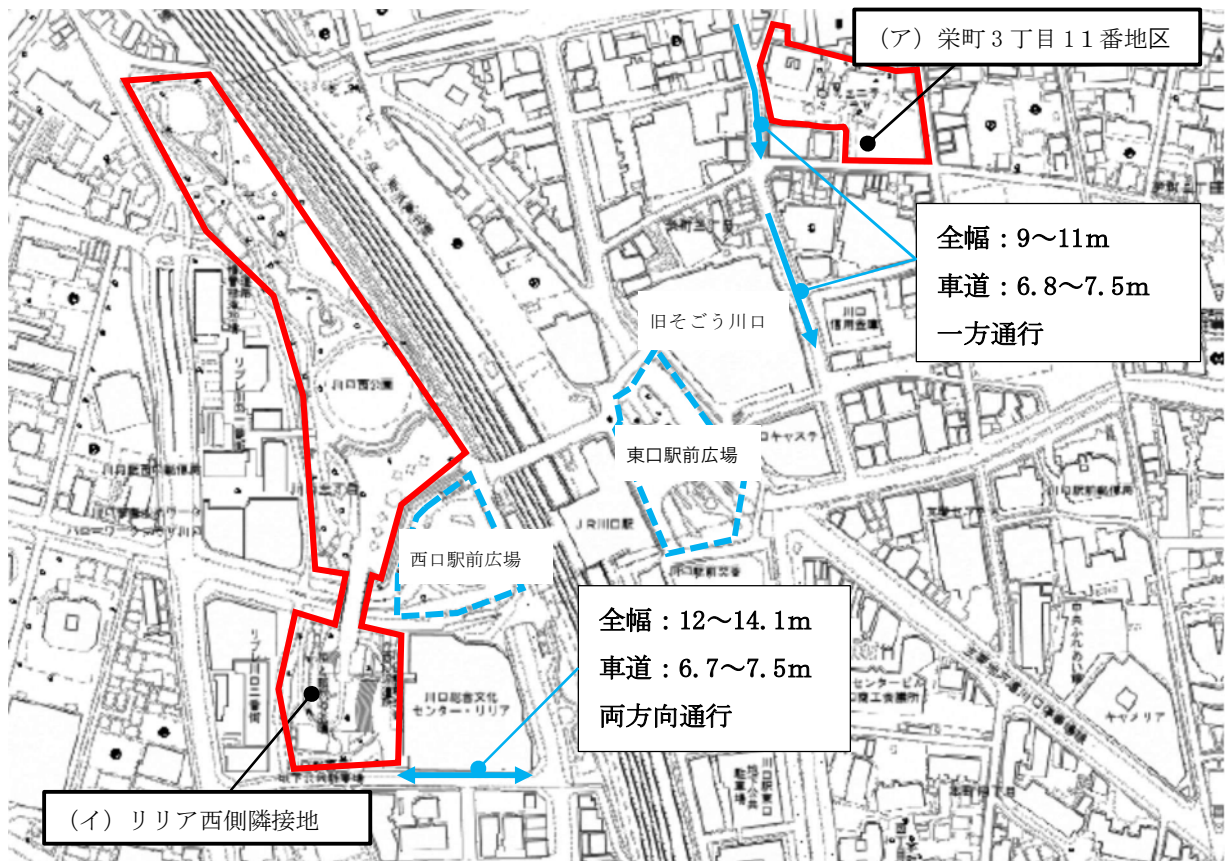
質 疑	応 答
<p>(関 裕通 委員)</p> <p>事例の中には、仕返しという気になるキーワードがある。仕返しを恐れて何もしてほしくないということになると、捜査が全て止まってしまうことになる。学校として全て任せて、仕返しはさせないというケアが必要だと考える。</p>	<p>(指導課長)</p> <p>本当に信頼されていれば、話してもらうことはできると考えている。いじめた側の指導もしなくてはいけないため、理解をしてもらう必要がある。今後その役目を果たせるよう、校長に強く要望していく。</p>
<p>(関 裕通 委員)</p> <p>事例3 2について、いじめが確認できなかったとあるが、保護者からはいじめがあったとの訴えがあったとのことだが、整合性はどのようになっているのか。</p>	<p>(指導課長)</p> <p>Aはいじめを訴えていたが、加害者側がいじめたという確認が取れなかったことをもとに、いじめはなかったと捉えていた。</p>
<p>(関 裕通 委員)</p> <p>事案3 2について、情報の入り方について、市教育委員会から、学校長に重大事態として捉える旨を言わなくてはいけないのか。</p>	<p>(指導課長)</p> <p>学校からの報告の際に、学校として把握している詳細な情報に基づいて重大事態にするべきだという旨の相談があり、それに基づき市として指示をしているところである。</p>
<p>(関 裕通 委員)</p> <p>事例3 4について、異動手続きを行ったとのことであったが、いじめ事案をもとに学区の変更は可能か。</p>	<p>(指導課長)</p> <p>いじめ事案に関しては、転居しなくても学区の変更は可能である。しかしながら、当該事案については、A及びA保護者から、いじめを理由に転出したと思われたくないという希望があったため、転居にともなう転出という対応を取った。</p>

美術館建設候補地の概況図

(1) 都市計画



(2) 接道状況



美術館建設候補地の比較表

項目		基準・視点	栄町3丁目11番地区		リリア西側隣接地	
整備の実現性とスケジュール	整備の実現性	当該地での整備の可否 影響する関連事業等 法令等の条件	・再開発事業の事業化が必要 ・都市計画緑地の確保が必要	○	・公園内建蔽率合計10%の範囲内で建設が可能 (都市公園法) ・地下駐車場があるものの建設は可能	◎
	整備スケジュール	早期の整備実現性	・再開発事業の事業化に整備スケジュールが左右される	△	・リリア大規模改修との一体整備ではあるものの、独立の建物であるため、スケジュールは最短である	◎
審議会からの答申に盛り込まれている機能の充足	① 川口らしさ	川口の美を体験できる建物 鋳物・造園・映像・ ものづくり	・都市計画緑地において植木のまち川口を表現可 ・鋳物やものづくりは設計により実現可	○	・西公園において植木のまち川口を表現可 ・西公園の彫刻群が鋳物のまち川口を表現可	◎
	② 街並みのデザイン	景観資産となりうる建物 周辺施設への回遊性	・地域景観形成可 ・リリア及びアートギャラリーとの回遊性良好	◎	・西公園及びリリアと一体的景観形成可 ・リリア及びアートギャラリーとの回遊性良好	◎
	③ エコで災害に強い	省エネルギー ライフサイクルコストの軽減	・設計により実現可	○	・設計により実現可	○
	④ やさしく・安全	ユニバーサル・バリアフリー 警備運営システム	・設計により実現可	○	・川口駅からバリアフリーでのアクセス可 ・その他は設計により実現可	◎
	⑤ ドラマチック	アート鑑賞の演出 非日常空間構成	・設計により実現可	○	・西公園内の彫刻との融和が可	○
	⑥ デザイン性の統一	建築デザインの統一 ビジュアルアイデンティティ	・再開発による整備施設全体としてのデザインの統一可	○	・リリア及び西公園とのデザイン統一可	◎
中心市街地への貢献	地域への集客性 新たなコミュニティーの醸成 中心市街地の活性化	・商店街沿いの敷地であり、集客力がある ・川口駅まちづくりビジョン、まちなかウォーク カブル推進事業に貢献し、中心市街地活性化に 寄与	◎	・駅直通的利便性が高い立地であるとともに、リ リアとの文化施設の集積により、集客が期待で きる ・川口駅まちづくりビジョン、まちなかウォー カブル推進事業に貢献し、中心市街地活性化 に寄与	◎	
整備に係る財政負担	既存財産等の活用 経費削減	・再開発で市有地を権利変換することにより負担 を軽減(権利変換資産は土地費及び建物費に充 当) ・国庫補助の活用	◎	・土地取得費不要 ・リリア大規模改修との一体的な整備によるスケ ールメリットによる経費削減 ・国庫補助の活用	◎	
総合評価		○	◎	・短期間で着工可能 ・西公園の中の静かな環境であり、美術鑑賞に適している ・文化施設の集積が図れ、リリアとの相乗効果も期待できる ・駅直通的利便性が高い立地で集客が期待できる ・西公園内にある様々な彫刻との融和を図ることができるこ とから、美術館建設場所に適している		

※建設候補地2か所について、相対的に評価したもの

改定前

第3章 建設用地・施設形態

1.建設用地の検討

旧栄町公民館跡地を含む川口市栄町3丁目11番地区の再開発事業により美術館建設を目指します

建設用地については、川口駅周辺の市所有地を活用する方針を中心に、①整備の実現性とスケジュールリスク、②審議会からの答申に盛り込まれている機能の充足、③商店街など中心市街地への貢献、④整備に係る財政負担の4項目を検討項目として建設地の検討を重ねた結果、美術館を建設することによって施設が人の流れを生み、地域への集客性が見込まれ、美術館を訪れた多くの人々と地域の人々とが交流することで新たなコミュニティの醸成と中心市街地の活性化が期待できる旧栄町公民館跡地を含む川口市栄町3丁目11番地区の再開発事業により美術館建設を目指すことといたしました。



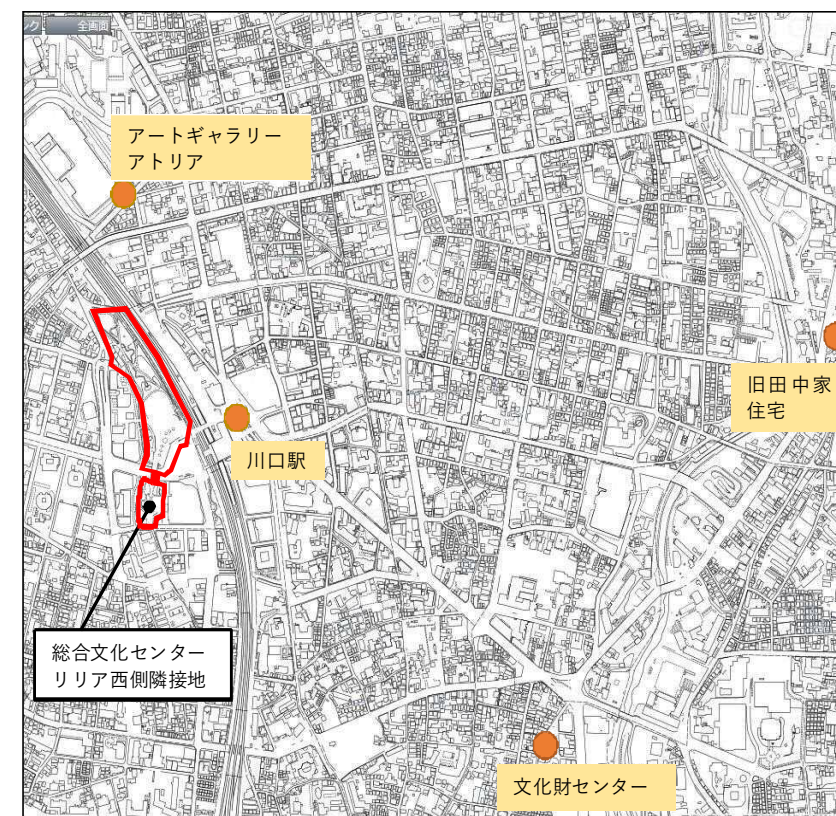
改定後

第3章 建設用地・施設形態

1.建設用地の検討

総合文化センター・リリア西側隣接地に美術館を建設します

建設用地については、川口駅周辺の市所有地を活用する方針を中心に、①整備の実現性とスケジュール、②審議会からの答申に盛り込まれている機能の充足、③中心市街地への貢献、④整備に係る財政負担の4項目を検討項目として建設地の検討を重ねた結果、最短の整備スケジュールが見込めること、彫刻が多数設置された公園内の静かな環境で美術鑑賞に適していること、文化施設の集積を図ることでリリアとの相乗効果が期待できることなどから総合文化センター・リリア西側隣接地に美術館を建設いたします。



2.施設形態の検討

施設形態としては、再開発施設と分離し、美術館を一棟で建設する単体施設の場合と、建物本体と再開発施設の一部を共有する場合、複合施設として一棟で建設する場合等が考えられます。

建設費や工事期間、建物や外構のイメージを統一のデザイン等、それぞれのメリット・デメリットを考慮し、施設形態の検討を進めます。

周辺環境

本施設と中心市街地である周辺環境との繋がりを重視します。周辺の街並みが、美術施設と調和したアーバンデザインへの展開を可能とすることが望ましいと考えます。周辺の環境を活かし、本施設が地域に根ざすことが大切です。また、建設工事が容易に行え、建物のインフラが整備しやすい事も重要です。

スケジュール

再開発事業となることから、着工までに権利者の合意形成等の期間を要する必要があります。地域の方々、権利者の方々、そして美術館を利用する方々の合意形成を大切にしながらも、できる限りコンパクトなスケジュールの組み立てを検討します。

将来性

長く市民に親しまれ、利用され続けていくためには、長期的な運営が持続可能で、周辺の環境とともに発展していく用地が望ましいと考えます。建設後の建物の管理、ランニングコスト低減や維持保全工事等の合理的な計画を考慮します。また、美術館が積極的に耐震等、防災安全対策に関して、長期的に周辺環境に寄与できることを考慮します。

2.施設形態の検討

施設形態としては、美術館単体施設として建設するが、既存の川口駅西口地下公共駐車場を活用した複数の整備方法が考えられます。

建設費や工事期間、リアや公園との統一デザイン等、それぞれのメリット・デメリットを考慮し、施設形態の検討を進めます。

周辺環境

本施設と中心市街地である周辺環境との繋がりを重視します。周辺の街並みが、美術施設と調和したアーバンデザインへの展開を可能とすることが望ましいと考えます。周辺の環境を活かし、本施設が地域に根ざすことが大切です。また、建設工事が容易に行え、建物のインフラが整備しやすい事も重要です。

スケジュール

総合文化センター・リア大規模改修との一体整備ではあるが、独立の建物である為、短期間での着工が可能です。できる限りコンパクトなスケジュールを検討します。

将来性

長く市民に親しまれ、利用され続けていくためには、長期的な運営が持続可能で、周辺の環境とともに発展していく用地が望ましいと考えます。建設後の建物の管理、ランニングコスト低減や維持保全工事等の合理的な計画を考慮します。また、美術館が積極的に耐震等、防災安全対策に関して、長期的に周辺環境に寄与できることを考慮します。

朝日西小学校要請訪問研修資料

(R4.8.23) より一部抜粋

3 いじめ重大事態への対応

(1) いじめ重大事態とは
いじめ防止対策推進法 第28条

1号
生命・心身・財産

2号
不登校

①いじめにより当該学校に在籍する**児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認め**たとき。

②いじめにより当該学校に在籍する**児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある**と認めたととき。

本市で起きた事例から考えましょう

Aが、小学4年生のとき、一緒に遊んでいたクラスメイトBから蹴られる、襟首をつかまれ引きずり倒されるなどの行為が行われた。その場には、複数のクラスメイトもいたが止める者はいなかった。Aは帰宅し、保護者にその話をしたところ、保護者は学校に來校し担任に相談した。担任は、「事実関係を確認し指導します。」と回答したが、管理職にはその旨報告しなかった。

後日、A保護者は、校長に先日の行為については「いじめですよ」と尋ねたが、校長は咄嗟に「いじめではない」と回答したが、続けて「担任や学年、関わる教職員で様子を見守ります」と話した。A保護者は「わかりました」と回答した。

その後、Aに対する行為はエスカレートし、約束を破られる、無視される、持ち物にいたずら書きをされるなどが繰り返された。Aは学校に行くのがつらくなり、徐々に登校できなくなっていった。その間、担任や学年の教職員は、家庭訪問を行ったり、登校した際には教育相談を行い、Aからよく話を聞くようにした。やがて、Aの欠席日数は30日を越えたが、学校はそれまでの対応を継続した。
(本市発生の重大事態事業を研修用に一部改変)

本市で起きた事例から考えましょう

①法的に問題があるのはどの対応か。

②法的な問題とまでは言えないが、対応として課題があるのはどの部分か。

③自分が担任だったらどの部分をどう直すか。
(また、自分がいじめ対応教員・管理職だったら)

重大事態としての対応のポイント

①速やかに報告・対応

- ・担任→いじめ対応教員→管理職
- その一報が子供を救う →教育委員会→市長
- ・学校→保護者 対応を待っている側の気持ち
- ・学校→全教職員 全員が当事者意識をもつ
- ・第3者調査委員会の設置 学校としての姿勢を示す

重大事態としての対応のポイント

②私的な判断はしない

- ・いじめの認知は「被害者の感覚」最優先
一定の人間関係、行為、苦痛を感じている
- ・重大事態は「疑いの時点」で即対応
最重要な法的対応、やってるつもり=やってない
- ・被害者を守る視点
いじめ行為をやめさせる、でも加害者にも人権

重大事態としての対応のポイント

③記録と組織的対応

- ・保護者が何を言ったか+学校の対応
事実のみ・主観的な表現は避ける
- ・重大事態の調査でも記録が事実の一つとなる
- ・力量による差は、組織対応でカバー

(1) これまでの生徒指導の類型

積極的生徒指導

消極的生徒指導

- ・未然防止
- ・日頃の関わり
- ・環境整備
- ・人間関係づくり

- ・事後対応
- ・聴き取り、指導、謝罪
- ・保護者対応

↓

どちらも必要不可欠

(2) 新生徒指導提要における生徒指導の3類型

発達支持的生徒指導

課題予防的生徒指導

課題解決的生徒指導

- ・環境整備
- ・人間関係づくり
- ・学習指導

- ・問題について話し合い
- ・個別・全体指導

- ・事後対応
- ・聴き取り
- ・指導、謝罪

風邪をひかない体づくり
未然防止

風邪をひきにくくする対処
初期対応

風邪をひいた後の処置
事後対応

前川小学校要請訪問研修資料

(R4.8.24) より一部抜粋

事例1について

ポイント 4者の思いを踏まえた指導や対応を考えると

Aの思い

- 自分が頑張ったのに、みんなが決まらないから自分が助けてあげた。
- あの時は、みんな納得していた。
- みんなのためにやったのに。

悔しさ

教師の思い

- Aは頑張りになる。
- 困ったときはAなら何とかしてくれる。
- Aありがとう

信頼?

クラスメイトの思い

- Aばかり・・・
- 何でAが決めるんだ
- 気に食わない。
- Aと一緒にできなかった
- 自分は〇〇がやりたかったのに・・・

怒り

A保護者の思い

- まさか自分の子が？
- なんでいじめられたのか。

疑念

「ネットに無断掲載」「ウザイ」の書き込み

行為は犯罪

- 写真の掲載 = 名誉棄損罪
- 「ウザイ」の書き込み = 侮辱罪

解決の手立て

- いじめの行為をやめさせる。(加)
- Aに偏った見方を改め、公平な関わり方をする(教)
- 事実確認をし、適宜情報提供(保)
- ネットに掲載された写真の削除(加)(保)
- Aも認められる学級経営(教)
- 相談者を大事にする(教)

ネットトラブルが横行してきた現状、かなり顕在化していると考えられ、教職員が、子供の意思決定の権限を握らない、権限を分け、納得するところまで話し合える

★この事例のキーパーソンは？

相談者

いじめを止める可能性 全力で守る

未然防止はできなかったか

事例2について

ポイント 学校は何をしたか。どう伝わったか。

学校が行なったこと

- 担任が、「同じ登校班にしないでほしい」という要望を聞いた。
- 担任は、様子を見た。

保護者が考えたり感じたりしていたこと

- 要望したから変えてくれるだろう
- 担任の先生は、いじめを解決してくれるだろう。
- いつ対応の返事がくるのだろう

一けがをしたのは対応を怠った学校の責任

解決の手立て

- Bの保護者から「同じ登校班にしないでほしい」との要望は、実現可能か否かをすぐに判断。
- 今トラブルがないことをもって、何もしないのではなく、保護者に対しては強硬に、迅速に対応。
- BとCの関係はご近所なので、その後のトラブルも想定される。謝罪よりも前の段階で話し合いをさせたい。
- Bの怪我の回復と、B保護者の気持ちがいかに収めるかがポイント。
- Cの保護者に、事実関係の確認は最低限したいところ

「様子を見る」とは？

=何もしない

=何も伝わらない

待っている時間の気持ちは・・・長い！早く！

トラブルがない期間の分析

話し合いは速のためにやるか

★学級経営と生徒指導

1年後の子供たちの姿を、どのような道筋で育てていくか

そもそも「経営」とは、何か？

誰が？

- 会社で言えば・・・？ 顧客と会社
- 学校で言えば・・・？ 子供と学校
- 学級で言えば・・・？ 子供と担任

顧客とのかかわりを作っていく活動 = 子供とのかかわりを作っていく活動

★学級経営と生徒指導

1年後の子供たちの姿を、どのような道筋で育てていくか

どんな会社がいい会社？

商品
製品
商品力

サービス
営業力

売り手
営業
管理力

店舗の
雰囲気

また来たい。また買いたい。また会いたい。ずっと使いたい。大切に使いたい。etc.

(「PRESIDENT ACADEMY」HP より一部引用)

生徒指導の目的

一人一人の個性の伸長を図り社会的に自己実現できる資質態度を形成するための指導・援助

↓

自己指導能力の育成

※自分で自分をコントロールする力

教師の関わり方を考える

Qこんな関わり方で自己指導能力は身につくでしょうか？

- 「～すべき」「こうあるべき」という決めつめの学級・学年指導
- 答えだけわかればよいという授業
- 自分の感情や行動をコントロールできない
- 失敗を許さない雰囲気や言動

教師の関わり方を考える

子供たちが、ここに居ていい、ここに居たいと感じ取れる環境をつくるのが大切

- 目標は共有するが、子供たちなりのやり方を認めてくれる、頼りにされる
- (子供たちが) 楽しいと感じる授業
- 行動を指導しても、人格を否定しない
- 失敗が許される雰囲気や言動

教師の関わり方を考える

子供の“今”を見極める

適切な支援

R4.4 川上 康昭『教室マルチドットメント』より引用

芝西中学校要請訪問研修資料

(R4.9.2) より一部抜粋

先生方は、どう判断しますか？

『いじめ』と『いじり』
『いじめ』と『喧嘩』
『いじめ』と『トラブル』

の境界線とは？

つまり・・・

- ①行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること
- ②AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

という4つの要素

こじれてしまったケース (こんなやりとりや思いはありませんか??)

「それっていじめですか？」 「自分が解決しなければ・・・」
「君がそんなことをする(言う)からじゃないのか？」
「よくあることですから。」 「迷惑はかけられない・・・」
先生：「連絡しますので。」
保護者 ⇒ 「連絡するって、連絡が来ないんだけど」
先生 ⇒ 「ちょうど、今日、連絡しようと思ってました。」
「実は、いじめがありました」 「自分は相談するよりは、相談される立場だから・・・」
保護者同士の問題に・・・

こんな事例も・・・

【事前】 ⇒ 『説明』
【事後】 ⇒ 『言い訳』

たった一言一本の電話

時間の「感じ方」の違い

「気にしすぎ」
「あなたにも・・・」
「もっと強くなりたい」
「様子をみましょう」

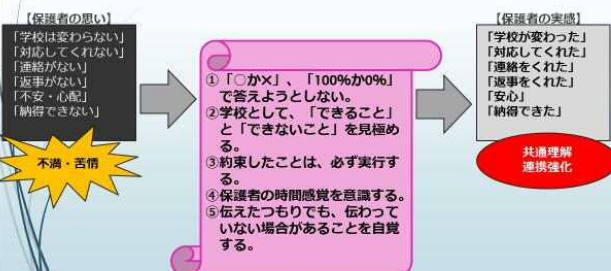
いじめ防止のためのポイント

- ①軽微ないじめも見逃さない
◀教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知▶
- ②教員一人で抱え込まず、学校組織全体で一丸となって取り組む
◀「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応▶
- ③相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す
◀学校・家庭・地域の連携による教育相談体制の充実▶
- ④子供達自身が、いじめについて考え、行動できるようにする
◀日常の授業から、話し合い等を通して、多様性等を認め合う態度を育成▶
- ⑤保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る
◀保護者との日常からの信頼関係に基づく取組の推進▶
- ⑥社会全体の力を結集し、いじめに対峙する
◀地域、関係機関等との日常からの連携▶

※問題とされた代表的な事例

- 【児童生徒への対応】
- 「三大禁句」 「気にしすぎ」「あなたにも悪い所がある」「もっと強くなりなさい」。
 - 「被害者保護」に徹した、目に見える具体的対応がなされなかった。
 - 加害児童生徒に対する不適切な聴取。
 - 教員不在のまま被害児童生徒を別室学習させた。
 - 「加害者への指導はしないぞ」と言われ、学校全体への一般的注意がしなかった。
- 【保護者との連携】
- いじめ問題の発生を保護者に知らせなかった。
 - 保護者の了解をとらずに「謝罪の会」等の対応を行った。
 - 机上の紙花、机の片付け、卒業アルバムへの写真掲載等、保護者に相談しなかった。
 - 保護者からの不安の訴えや切実な要望を「クレーム対応」として対応した。
- 【学校・教委の対応】
- いじめを「トラブル」「けんか」と捉える等、いじめ定義の認識が不足していた。
 - アンケートの決裁方法・管理が不明確で、紛失や廃棄があった。
 - いじめの訴えを受けたが、対策委員会は開かれず、教育委員会への報告もなかった。

保護者の「思い」を「実感」へつなげる 5つのポイント（学校の姿勢・対応）



(参考)

夏休み明けに気を付けるべきこととして・・・

- ①生徒達の変化を見る
- ②生徒達の頑張りを聞く
- ③大切にしてきたことを徹底する
- ④他の教員と感じたことを共有する

議案第127号

川口市美術館建設基本計画の改定について
このことについて、下記のとおり議決を求める。

記

1 改定の理由

美術館建設用地の変更によるもの

2 改定箇所

川口市美術館建設基本計画 31・32ページ

3 改定の内容

別紙のとおり

令和4年12月16日提出

川口市教育委員会教育長 井上 清之

改定前

第3章 建設用地・施設形態

1.建設用地の検討

旧栄町公民館跡地を含む川口市栄町3丁目11番地区の再開発事業により美術館建設を目指します

建設用地については、川口駅周辺の市所有地を活用する方針を中心に、①整備の実現性とスケジュールリスク、②審議会からの答申に盛り込まれている機能の充足、③商店街など中心市街地への貢献、④整備に係る財政負担の4項目を検討項目として建設地の検討を重ねた結果、美術館を建設することによって施設が人の流れを生み、地域への集客性が見込まれ、美術館を訪れた多くの人々と地域の人々とが交流することで新たなコミュニティの醸成と中心市街地の活性化が期待できる旧栄町公民館跡地を含む川口市栄町3丁目11番地区の再開発事業により美術館建設を目指すことといたしました。



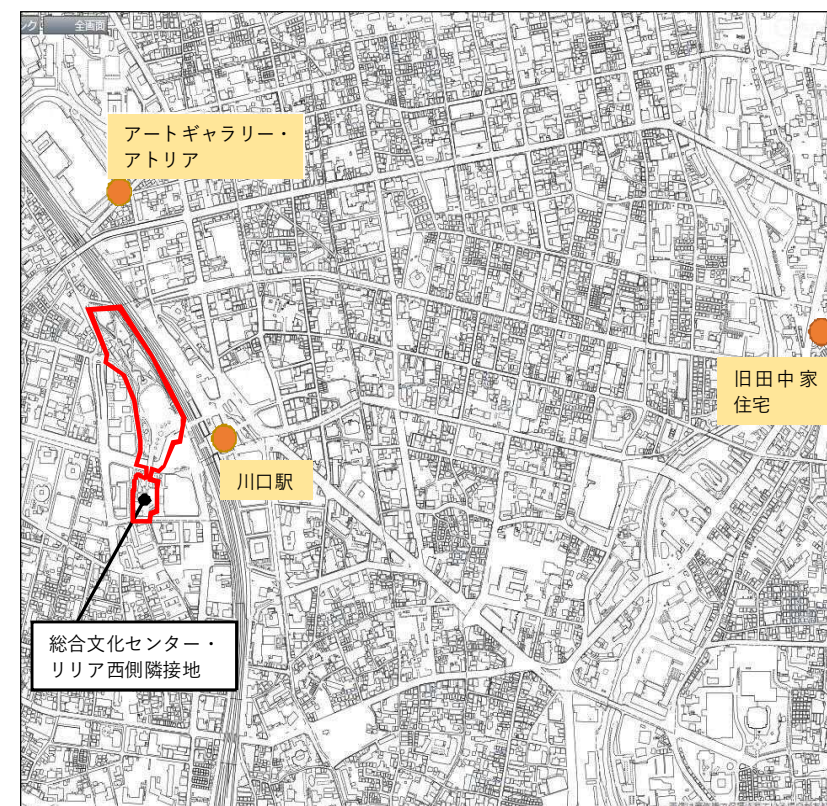
改定後

第3章 建設用地・施設形態

1.建設用地の検討

総合文化センター・リリア西側隣接地に美術館を建設します

建設用地については、川口駅周辺の市所有地を活用する方針を中心に、①整備の実現性とスケジュール、②審議会からの答申に盛り込まれている機能の充足、③中心市街地への貢献、④整備に係る財政負担の4項目を検討項目として建設用地の検討を重ねた結果、最短の整備スケジュールが見込めること、彫刻が多数設置された公園内の静かな環境で美術鑑賞に適していること、文化施設の集積を図ることでリリアとの相乗効果が期待できることなどから総合文化センター・リリア西側隣接地に美術館を建設いたします。



2.施設形態の検討

施設形態としては、再開発施設と分離し、美術館を一棟で建設する単体施設の場合と、建物本体と再開発施設の一部を共有する場合、複合施設として一棟で建設する場合等が考えられます。

建設費や工事期間、建物や外構のイメージを統一のデザイン等、それぞれのメリット・デメリットを考慮し、施設形態の検討を進めます。

周辺環境

本施設と中心市街地である周辺環境との繋がりを重視します。周辺の街並みが、美術施設と調和したアーバンデザインへの展開を可能とすることが望ましいと考えます。周辺の環境を活かし、本施設が地域に根ざすことが大切です。また、建設工事が容易に行え、建物のインフラが整備しやすい事も重要です。

スケジュール

再開発事業となることから、着工までに権利者の合意形成等の期間を要する必要があります。地域の方々、権利者の方々、そして美術館を利用する方々の合意形成を大切にしながらも、できる限りコンパクトなスケジュールの組み立てを検討します。

将来性

長く市民に親しまれ、利用され続けていくためには、長期的な運営が持続可能で、周辺の環境とともに発展していく用地が望ましいと考えます。建設後の建物の管理、ランニングコスト低減や維持保全工事等の合理的な計画を考慮します。また、美術館が積極的に耐震等、防災安全対策に関して、長期的に周辺環境に寄与できることを考慮します。

2.施設形態の検討

施設形態としては、美術館単体施設として建設するが、既存の川口駅西口地下公共駐車場を活用した複数の整備方法が考えられます。

建設費や工事期間、リアや西公園との統一デザイン等、それぞれのメリット・デメリットを考慮し、施設形態の検討を進めます。

周辺環境

本施設と中心市街地である周辺環境との繋がりを重視します。周辺の街並みが、美術施設と調和したアーバンデザインへの展開を可能とすることが望ましいと考えます。周辺の環境を活かし、本施設が地域に根ざすことが大切です。また、建設工事が容易に行え、建物のインフラが整備しやすい事も重要です。

スケジュール

総合文化センター・リア大規模改修との一体整備ではあるが、独立の建物である為、短期間での着工が可能です。できる限りコンパクトなスケジュールを検討します。

将来性

長く市民に親しまれ、利用され続けていくためには、長期的な運営が持続可能で、周辺の環境とともに発展していく用地が望ましいと考えます。建設後の建物の管理、ランニングコスト低減や維持保全工事等の合理的な計画を考慮します。また、美術館が積極的に耐震等、防災安全対策に関して、長期的に周辺環境に寄与できることを考慮します。

川口市美術館建設基本計画改定(案)に対するパブリックコメントの結果について

◆意見募集期間: 令和4年11月1日(火)～11月30日(水) ◆意見提出方法: 窓口持参、郵送、FAX、電子メール

◆意見提出者数: 9名 ◆意見数: 50件

No.	意見の概要	市の考え方
1-1	資料を拝見しましたが、建設費やスケジュールが重点的な印象を受けました。例えば何故美術館なのか、どのような利用を考えているかについて案があると考えやすいです。	市民が自己実現を目指せる環境づくりのためにも、文化芸術活動を促進するとともに、質の高い文化芸術を発信し、振興するためにも美術館が必要だと考えております。また文化・芸術は子ども達の教育にも非常に有効であることから、美術館において様々な教育プログラムを実施するなど教育の拠点としての活用も考えております。
1-2	維持について費用面の配慮はわかりました。その他、需要に対するリスクヘッジはありますか？(例えば学校行事やイベントにも活用できるなど)	文化・芸術は子ども達の教育にも非常に有効であることから、美術館において様々な教育プログラムを実施するなど教育の拠点としての活用も考えております。また展示ホールにおいて、展示がない期間はコンベンション、パーティー等に活用してまいります。
1-3	パブリックコメントは美術館に関する全体的な意見募集でしょうか。かなりざっくりなので欲しいコメントが集まるか不安でした。	基本計画の改定部分である「第3章 建設用地・施設形態」についての意見募集となっております。
2	元の案は、栄町3丁目11番地区の再開発事業そのものが進捗しない中、民間業者による近隣住民への再開発の説得活動と、市長の公約である本美術館建設計画だけが先行しており、近隣住民として、川口市としての検討は不十分なまま、早急に決定をしたのではないかと疑念をもっていた。したがって没案となることには賛成である。 また、今回の改訂も「最短の整備スケジュールが見込めること」としている。いっぽうで、前回のパブリックコメントでも市民や近隣住民への説明が不足しているのではないかという意見が寄せられている。新型コロナウィルス、インフレなど、社会情勢が大きく変化する中、無理に急いで進めるよりも、十分な議論、説明を行うことのほうが重要だと考える。	美術館の建設にあたっては関係者への説明を行うとともに、関連法令・条例を遵守して慎重に進めてまいります。
3-1	総合文化センター・リリアの大規模改修との一体整備、公園内に美術館の建設予定地はふさわしいと思います。	計画(案)のとおり進めてまいります。
3-2	収蔵・展示の形態は博物館と似た形となりますね。ただし、収蔵庫は地下に設けますと予算は多くなります。	ご意見のとおり、収蔵庫は地下には設けない予定です。
3-3	新たにアトリアより大きな美術館の建造目的としては展示室はもちろん“収蔵庫”を備えることにあるのではないかと思います。	「市民が集い交流し、創造力や文化、歴史、産業を育む全く新しい文化芸術の創造・発信拠点」を美術館のコンセプトとしておりますが、ご意見のとおり収蔵庫も美術館を整備する目的の一つです。
3-4	美術館は空調・湿度管理のできる収蔵と修理(修復)の技術が必要になってきます(学芸員及び修復の技術者も必要です)	空調・湿度管理のできる収蔵環境を整備するとともに、適切な人材を配置してまいります。

No.	意見の概要	市の考え方
3-5	基本計画改定(案)に対して理解出来ましたが、市の建設費の予算と工事期間が不明です。尚、今日の建材費や工事作業費は高値となっています。	建設費の予算と工事期間につきましては、今年度中に行う基本設計の中で積算、検討してまいります。
3-6	どのような美術館を建造したいのか。建築デザイン、構造する材(鉄、木材、アルミ、ガラス)他の選択。 ステップとしてまず「形」を作って行く事だと提案します。 1. 建築デザイン(建築家に限らず興味のある人からの提案を希望) 2. 立体モデル・模型の製作	今後行う基本設計や実施設計の中で検討してまいります。
3-7	優れた展示品作り及び作家の育成と支援を川口市は今後も続けられたらと思います。余談ですがシニア料金等も設けられたら幸福です。	これまでも行ってきました川口市美術展や川口市美術家協会と共催での展覧会などを通じ、育成支援を引き続き行ってまいります。シニア料金につきましては、ご意見として承ります。
3-8	運営と資金問題の件も発生します。アトリアの様な美術館(収蔵庫無し)は良いのですが、大規模と成りますと収蔵庫の空調設備と火災に対するの消化設備も必須です。屋上にソーラーパネルを設置し電気を生む方法や雨水を地下タンクに貯める方法も、非常時の自家発電装置も必要です。	収蔵庫の空調設備及び消火設備はしっかりと設置してまいります。その他のご提案につきましては費用対効果を考慮し検討してまいります。
4	昨年6月に発表された川口市美術館建設基本計画は一体何だったのか。実に不可解。	令和4年3月議会において新たな候補地が加わったことから、再度比較検討を行い、建設用地を変更するものです。
5-1	本件建設計画そのものの必要性に基だ疑問を持ち続けている。 先のパブコメでもその旨を意見したが、教育総合会議や次世代支援教育力向上委員会等、庁内や議会での点での議論が十分になされているとはいえず、「建設ありき」で進められていることに強い憤りを覚える。 パブコメを募集しているながら、「市の考え」という通り一遍のひと言回答で済ませていることそのものが、市民の声を聴くことが実は形ばかりになっている。	市民の皆様の知的欲求への対応や子どもの情操教育に寄与する教育施設として、美術館が必要と考えております。 美術館を活用することで、市民が自己実現を目指せる環境づくりや文化芸術活動を促進し、更には質の高い文化芸術の発信・振興を目指してまいりたいと存じます。
5-2	新美術館を建設する必要性を感じないことを、先に行われたパブコメ募集で述べた。 本改定案では用地・施設のみ改定となっているが、そもそもの建設計画の必要性の議論が十分とは言えず、本改訂以前の問題が解決されているとは到底思えない。 「故塗師の寄贈作品等を収蔵するなら倉庫があればよいし、展示するなら市役所1階のギャラリーの利用や、旧そごう内にそのためのスペースを借りるなどすればよい。様々なリスク(建設費、維持費等の費用の採算性、再開発のための近隣対策など)を犯してまで建設する根拠が、未だに全く不明瞭かつ不完全。」旨の疑義に応えた姿勢が見られていない。	市民の皆様の知的欲求への対応や子どもの情操教育に寄与する教育施設として、美術館が必要と考えております。 美術館を活用することで、市民が自己実現を目指せる環境づくりや文化芸術活動を促進し、更には質の高い文化芸術の発信・振興を目指してまいりたいと存じます。 また、文化・芸術は子ども達の教育にも非常に有効であることから、美術館において様々な教育プログラムを実施するなど教育の拠点としての活用も考えております。

No.	意見の概要	市の考え方
5-3	<p>本計画案策定の当初より民間事業者による本計画を前提として再開発の提案活動がなされてきたことを、かつて指摘した。</p> <p>民間業者による提案活動を市が看過してきたことを市長自らも認め、誤解を与えるような活動を自粛するよう市は当該業者に伝えたというが、看過してきた市にも重大な問題があった。このように行政と業者の癒着が深く疑われるような不健全な状態で、その具体的な反省や防止措置の履行なく、建設の計画が立案・決定されることに反対する。</p>	<p>民間事業者による営業活動につきましては、事業者が地区内住民に対して提案した、自主的な民間活動と捉えております。</p>
5-4	<p>今回の計画案は、建設に係る用地及び施設形態に関するものだ、と理解している。</p> <p>一方、実際に建設したのちに運営について、特に研究員や学術員などの人員配置やその重要性、処遇や機会提供(十分に良い仕事してもらえらるための人的施策)について、何ら新しいものがなく白紙のまま建設のみが先行していることが明らかである。</p> <p>学芸員や研究員の配置や処遇、その成果の評価など、人的な運営について明らかでない文化施設建設計画は、言うなれば単なる悪しき「箱モノ」行政でしかない。</p>	<p>運営コストの削減は課題として認識しておりますことから、必要最小限の投資で最大の効果が生まれるよう今後の基本設計・実施設計の中で、様々な方法を検討してまいります。</p>
5-5	<p>前回のパブコメでも意見したが、新美術館建設に市税が使われることに反対する。</p> <p>その状況下で、新美術館建設とその後の運営に市税が優先して投じられることに、甚だ疑問を感じる。</p> <p>血税の投入における優先順位を間違っている。</p> <p>当市には、水道料金の不透明な値上げや、教職員への処遇や教育の至らなさ(関連法規の不徹底、児童と触れ合うに十分にゆとりある教育環境の不足)、市内中央地区に集中する開発と周辺地区開発との著しい差異(例えば、公民館等の公共施設の中央地区以外での不足)など、優先した解決すべき案件が存在する。</p>	<p>市民の皆様の知的欲求への対応や子どもの情操教育に寄与する教育施設として、美術館が必要と考えております。</p> <p>美術館を活用することで、市民が自己実現を目指せる環境づくりや文化芸術活動を促進し、更には質の高い文化芸術の発信・振興を目指してまいりたいと存じます。</p>
5-6	<p>以下につきパブリックコメントにて申し述べていたが、市民参画を促す機会がその後に積極的に行われたとは思えない。そのようなまま、今回のような用地に関する改訂のみで事が進んでしまうことに、怒りを通り越して呆れている。</p> <p>「民間業者が建設候補地周辺の住民に提案活動を行っていたことを市長は認識していましたが、再開発計画に参加するしないに関わらず計画参画への広く周辺住民へのオープンな声掛けを、当パブリックコメント募集以前に行政はしてこなかった。すなわち、一部のみの住民へだけ民間業者が提案活動するに任せ、行政として広くオープンに声掛けをしなかった。昨年初めに審議会にて候補地三案が挙がってがってから、そのタイミングはいくらでもあったはず。なぜそれをせずに今、現候補地に絞って「目指す」のか？また今後、計画決定の前に広く声掛けをして、市民参画を促す具体策はあるか？」</p>	<p>市民の代表である市議会の委員会への報告やパブリック・コメントのほか、地域のご要望に応じて説明を行ってまいりました。今後も市民の皆様のご理解を得られるよう努めてまいります。</p>
5-7	<p>「建設計画案が決定される前に、市民が計画決定へ参画する機会を当パブリックコメント募集以外にどのくらい予定するか？」と尋ねていたが、一向にそれに応えるような声を聴かずに今回の用地等に関する改訂が進んでいる。やはり「建設ありき」で市民の声もそこそこ、一部の方で進めているのか？</p>	<p>市民の代表である市議会の委員会への報告やパブリック・コメントのほか、地域のご要望に応じて説明を行ってまいりました。今後も市民の皆様のご理解を得られるよう努めてまいります。</p>
5-8	<p>建設後の施設運営についての議論はどこにあるのですか？用地や施設設計以外に、施設の運用を有意義かつ円滑(費用面を含めて)に準備する必要は事前に語られないのですか？</p>	<p>運営コストの削減は課題として認識しておりますことから、必要最小限の投資で最大の効果が生まれるよう今後の基本設計・実施設計の中で、様々な方法を検討してまいります。</p>

No.	意見の概要	市の考え方
5-9	美術館を建てるなら、その施設(入れ物)と併せて運営運用に関する具体的な考えも必要だと思う。優秀な美術館の運営には、有能な学芸員などの働きが欠かせない。そのための費用は少なくないように考える。 施設や用地にばかり目が行っている改訂であり、その後の運用とその費用に関して検討不十分なのではないかな？	運営コストの削減は課題として認識しておりますことから、必要最小限の投資で最大の効果が生まれるよう今後の基本設計・実施設計の中で、様々な方法を検討してまいります。
5-10	P32「将来性」の項で、「長期的な運営が持続可能」「ランニングコスト低減」とある。持続のため魅力ある内容を提供し続ける費用(施設維持、展示品の借り入れや購入、管理職員の人件費などなど)についての議論が、なぜ今回の改定に具体的に記されていないのか？	運営コストの削減は課題として認識しておりますことから、必要最小限の投資で最大の効果が生まれるよう今後の基本設計・実施設計の中で、様々な方法を検討してまいります。
5-11	美術館は、展示物や催し物などそこで提供する「コンテンツ」とその扱いのレベルで善し悪しが大きく判断されます。ただ飾ればいいというものではないという事に、疑問の余地はないでしょう。 建設計画とはいえ、そういったソフト面での議論が未だ稚拙なまま館の建設を先行させることに危うさを感じます。 先行事例では、「見せ方(魅せ方)」をよく研究した施設づくりが少なからずあり、その結果当該施設は多くの方々の人気を得ています。 今回はそういった議論なしの改定なのですか？	基本計画の第1章に美術館のコンセプト及び事業活動について記載しております。これを基本として、より細部にわたり今後検討してまいります。
5-12	用地を変更してまでして、なぜそんなに建設を急ぐのです？任期中に手柄にしたいの？	令和4年3月議会において新たな候補地が加わったことから再度比較検討を行い、リア西側隣接地において優位性が認められたため、建設用地を変更するものです。
5-13	今回の用地変更案は、本当は何が目的なのでしょう？ かつての栄町案では反対の声があって、建設までに時間がかかりそうだから？時間がかかると市長の任期が切れるから？	令和4年3月議会において新たな候補地が加わったことから再度比較検討を行い、リア西側隣接地において優位性が認められたため、建設用地を変更するものです。
5-14	用地を変更してまで、何とか建てたいという熱意を感じますが、その熱意は市民の為でなく一部の方々の為だけに感じます。計画案改訂に際して市民の声を広く聞こうな説明会や何らかの集会、検討会が行われたとは聞きません。	用地の変更にあたり、現行計画の候補地の権利者の方に説明を行ったほか、当該パブリック・コメント手続きにおいて広く市民の皆様のご意見を募集しております。
5-15	改訂そのものの前に、美術館を新設することにそもそも反対。新設の理由について、十分な議論と説明がなされているとは考えがたい。	市民の皆様への知的欲求への対応や子どもの情操教育に寄与する教育施設として、美術館が必要と考えております。 美術館を活用することで、市民が自己実現を目指せる環境づくりや文化芸術活動を促進し、更には質の高い文化芸術の発信・振興を目指してまいります。 また、市民の代表である市議会の委員会への報告やパブリック・コメントのほか、地域のご要望に応じて説明を行ってまいりました。今後も市民の皆様のご理解を得られるよう努めてまいります。
5-16	改訂うんぬんより、美術館の新設より、ほかに税金の適切な使い道が求められている場面(水道料金、教育現場、市北部などのインフラ等々)がある。 適切な税金の利用を切に求める。	市民の皆様への知的欲求への対応や子どもの情操教育に寄与する教育施設として、美術館が必要と考えております。 美術館を活用することで、市民が自己実現を目指せる環境づくりや文化芸術活動を促進し、更には質の高い文化芸術の発信・振興を目指してまいります。
5-17	今回の用地変更という改定案について、このパブコメ以外に市民や関係者に「広く」話を聴き議論したということを読んだことがない。 密室的な一部の議論だけによって巨額な税金が支出されることに、強い疑問を感じる。	市民の代表である市議会の委員会への報告やパブリック・コメントのほか、地域のご要望に応じて説明を行ってまいりました。今後も市民の皆様のご理解を得られるよう努めてまいります。

No.	意見の概要	市の考え方
5-18	改訂のなかに、施設維持や運営に関する議論が見当たりません。どう維持してゆくのでしょうか？かなり費用がかかることがずっと続くのではないですか？具体的な考えを聞かせてほしいです。	運営コストの削減は課題として認識しておりますことから、必要最小限の投資で最大の効果が生まれるよう今後の基本設計・実施設計の中で、様々な方法を検討してまいります。
5-19	前回は行われてパブコメでも、美術館の建設そのものに反対とも声が多く上がっていた。そのことには十分な説明がなされたと考えているなら、計画を推進する側の「独りよがり」も甚だしい。反対者の声をきちんと聴く気があるのか？無理に作って、良いものができ良い利用がされるとは思わない。	市民の皆様の知的欲求への対応や子どもの情操教育に寄与する教育施設として、美術館が必要と考えております。美術館を活用することで、市民が自己実現を目指せる環境づくりや文化芸術活動を促進し、更には質の高い文化芸術の発信・振興を目指してまいります。また、市民の代表である市議会の委員会への報告やパブリック・コメントのほか、地域のご要望に応じて説明を行ってまいりました。今後も市民の皆様のご理解を得られるよう努めてまいります。
5-20	「要望に応じ説明会を行う」とのこと。是非説明会を開いていただきたい。広報及び集客は市の担当課の責任において行う事。当方への案内などの連絡は、当パブコメを取りまとめた提出者を通じて行う事。ぜひ誠意を見せてほしい。	市民の代表である市議会の委員会への報告やパブリック・コメントのほか、地域のご要望に応じて説明を行ってまいりました。今後も市民の皆様のご理解を得られるよう努めてまいります。
5-21	市民への説明、生の声の意見聴取と質疑応答の機会を望む。	市民の代表である市議会の委員会への報告やパブリック・コメントのほか、地域のご要望に応じて説明を行ってまいりました。今後も市民の皆様のご理解を得られるよう努めてまいります。
5-22	単なる箱モノづくりで、今後少なくない費用で運営し続けていくのだと考えられる。断固反対。	市民が自己実現を目指せる環境づくりと文化芸術活動の促進とともに、質の高い文化芸術を発信し、振興するためにも、教育施設としての美術館が必要と考えております。しかしながら、建設コスト・運営コストの削減は課題として認識しておりますことから、必要最小限の投資で最大の効果が生まれるよう、様々な方法を検討してまいります。
5-23	先のパブコメでの市の考えに「理解を得るため計画の周知に努める」とあったが、徹底に努める姿が一向に見えてこないのが実情。結果、市民の多くは、未だ計画そのものについて関心がない。無駄遣いで得するのは誰なのか？	市民の代表である市議会の委員会への報告やパブリック・コメントのほか、地域のご要望に応じて説明を行ってまいりました。今後も市民の皆様のご理解を得られるよう努めてまいります。
5-24	用地変更をしようがどうしても、新美術館建設の根拠そのものが希薄かつ不透明。反対。	市民の皆様への知的欲求への対応や子どもの情操教育に寄与する教育施設として、美術館が必要と考えております。美術館を活用することで、市民が自己実現を目指せる環境づくりや文化芸術活動を促進し、更には質の高い文化芸術の発信・振興を目指してまいります。
5-25	建てた美術館の運営費用はどう低減し、どのように捻出し、どのようなところに重点的に支出されるのですか？年間いくぐらい掛かり、どこからそれをもってきて、どういったことに使われますか？それらの議論なしに、建物をつくることを先行させるのはおかしくないか？	建設コスト・運営コストの削減は課題として認識しておりますことから、必要最小限の投資で最大の効果が生まれるよう今後の基本設計・実施設計の中で、様々な方法を検討してまいります。
6-1	川口総合文化センター・リリア西側隣接地が候補地として加わった経緯がよくわかりません。比較検討の結果とありますが、誰がどのような場所でどういうプロセスで検討したのでしょうか。	令和4年3月議会において、議員よりリリア西側隣接地での美術館整備の提案があり、候補地として加わったものです。その後、候補地の調査結果を踏まえ、庁内での部長会議等で比較検討を行いました。
6-2	以前は栄町3丁目11番地区、栄町3丁目1番地区、川口西公園の3か所が候補地で比較表があったと思います。今回はその比較表はないのでしょうか。	比較表については前回同様、市議会の委員会や庁内での会議にて資料として提出しております。
6-3	以前の3か所の候補地決定プロセスで、今回の川口総合文化センター・リリア西側隣接地が候補に上がらなかった理由は为什么呢？	川口総合文化センター・リリア西側隣接地は西公園の一部であり、前回の比較では西公園全体を対象としておりましたが、特に一番北側の錦町広場を想定したためです。

No.	意見の概要	市の考え方
6-4	最短の整備スケジュールが見込めること、彫刻が多数設置された公園内の静かな環境で美術鑑賞に適していること、文化施設の集積を図ることでリリアとの相乗効果が期待できることなど、と評していますが、整備にかかる市の財政負担についてはどうでしょうか。候補地川口西公園の場合、地下埋設物の切り回し、搬出入路等のの整備等、整備費の増大が予想されるとなっています。これと変わらないのではないのでしょうか。	前回想定していた地下埋設物については、錦町広場についてのことであり、リリア西側隣接地には地下駐車場がありますがそれを活かしたまま建設するように考えております。またリリア大規模改修との一体的な整備によるスケールメリットとして経費削減が見込まれております。
6-5	今回の候補地で計画が進んだ場合、美術館完成はいつ頃と見込んでいるのでしょうか。また他の3候補地についてもお聞かせください。	令和7年度中の完成を想定しております。現行計画の栄町3丁目11番地区では再開発事業のスケジュールに左右されるため令和7年度中の完成は困難であると考えております。以前候補にあがった他の候補地での完成時期は算出しておりません。
6-6	以前の計画では栄町3丁目11番地区が「中心市街地の活性化への寄与」を総合評価とし、最有力候補となっていたと思いますが、今回は「最短の整備スケジュールが見込めること」が一番の理由になっています。また、彫刻が多数設置された公園内の静かな環境で美術鑑賞に適していること、文化施設の集積を図ることでリリアとの相乗効果が期待できることなど、本市の文化芸術の振興に資するうえで、優位性が認められたことと、栄町3丁目11番地区の「中心市街地の活性化への寄与」と正反対の評価をしています。評価の基準を変えた理由は何ですか。	今回は候補地が3ヶ所だったため、比較するにあたりそれぞれの候補地について評価項目に基づき絶対的な評価を行いました。今回は2ヶ所での比較だったため、前回と同じ評価項目で候補地を相対的に比較したもので評価の基準は変えておりません。
7-1	リリア西側隣接地には既存の建物(川口駅前交番西口派遣所や公衆トイレ)が存在しているが、建設用地にはこれらの建物が存在している場所も含まれるのか。	川口駅前交番西口派遣所は引続き存在いたします。公衆トイレ部分については建設用地に含まれます。
7-2	建設用地の高さ制限について、今後変更を検討する可能性はあるか。	現時点ではございません。
7-3	川口西公園は一時避難場所に指定されているが、建設用地南側から公園に上がるにはリプレ前のスロープまで行く必要があり、遠回りとなるため円滑な避難が出来るか不安である。建設用地南側への新たなバリアフリールートは、防災安全対策に関し長期的に周辺環境に寄与できる項目に該当すると思うので、ぜひ検討していただきたい。	誰もが快適に利用できるバリアフリーに配慮した施設づくりを目指してまいります。
7-4	多くの人は川口駅方面より来館すると思われる。美術館の事業化にあたっては、今後具体化するであろう駅前整備計画やJRの駅改修計画などと分断が生じないよう、各計画と連携を図りながら進めていただきたい。	各計画と連携を図りながら事業を進めてまいります。
8	改定案資料では建設予定地は西口公園全体を示されていますが、プロポーザルの質問回答書を確認すると、既存の地下駐車場上部に建設するように読み取れます。地域の耐震等の防災安全に寄与するに足るような構造上しっかりとしたものになるのか、そのための補強の費用が後から膨大になるのではないかと心配です。また、駐車場上部に建つことによって高さが出て、周辺に圧迫感のあるものとならないことを願います。駅からのアプローチはもちろん重要ですが、住宅地側に対しても、殺伐とした建ち方にならないよう外構計画等の工夫をして頂きたいです。	施設形態については、今年度に行う基本設計の中で決定してまいります。周辺の街並みが美術施設と調和するよう目指してまいります。また、建設コスト・運営コストの削減は課題として認識しておりますことから、構造上しっかりとした建物とすることはもちろん、必要最小限の投資で最大の効果が生まれるよう今後の基本設計・実施設計の中で、様々な方法を検討してまいります。
9	新しく川口駅西口に美術館の建設予定があると知り、今まで以上にアートに触れられる機会が増えるかもしれないことを嬉しく思っております。しかしながら東と西に分かれているとはいえ、これだけ近くに美術関係の施設があると、その違いが気になりました。ですから新しい美術館にはアトリアとは明確に違う特色を出したものになってほしいです。	基本計画では、美術館とアトリアの事業の分担を明確化しつつ、相互に連携できるよう、位置づけております。